

松戸市耐震改修促進計画

令和3年3月

(令和6年3月一部改定)

松 戸 市

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災で多くの尊い命が失われましたが、地震による被害者のうち8割が建築物の倒壊によるものでした。これを教訓として平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、大規模な地震への対応が行われてきました。

平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が発生し、建築物の倒壊による被害を教訓に、平成18年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正施行され、各自治体において耐震改修促進計画を策定し、計画的に建築物の耐震化を推進することとなりました。本市においても耐震改修の重要性・緊急性に鑑み、公共（市有）建築物及び民間建築物の耐震化を図るため、松戸市耐震改修促進計画を策定し計画的な耐震対策を推進してまいりました。

その後、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や首都直下地震をはじめとした国の地震被害想定調査の公表を受け、建築物の耐震化の促進のための規制、建築物の耐震化の円滑な促進のための措置が強化された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正施行(平成25年11月)され、本市においても新たな目標を設定した耐震改修促進計画の改定を行いました。

耐震改修促進計画の目標達成年である本年は、これまでの計画の進捗状況を検証するとともに、平成28年改定時以降に発生した平成28年(2016年)熊本地震や平成30年(2018年)大阪府北部を震源とする地震による被害を踏まえて検討された平成31年1月の政令改正及び平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を勘案し、新たな目標及び施策を設定した耐震改修促進計画を策定することとしました。

この促進計画に掲げた目標の達成に向けて、市民の皆様と協働して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

松戸市

目 次

第1章 はじめに	1
1. 松戸市耐震改修促進計画の位置付けと目的	1
(1) 松戸市耐震改修促進計画の位置付け	1
(2) 松戸市耐震改修促進計画の目的	1
2. 対象区域及び対象建築物	2
3. 計画期間と定期的な見直し	7
第2章 基本方針	8
1. 想定する地震の規模・被害の状況	8
2. 耐震化の現状	11
(1) 住宅	11
(2) 民間特定建築物（法第14条第1号：多数の者が利用する建築物）	12
(3) 民間特定建築物（法第14条第2号：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）	13
(4) 民間特定建築物（法第14条第3号：防災上重要な道路の沿道の建築物）	13
(5) 耐震診断義務付け対象建築物（法附則第3条：要緊急安全確認大規模建築物）	13
(6) 市有建築物	13
3. 耐震化の目標	14
(1) 住宅	15
(2) 民間特定建築物（法第14条第1号：多数の者が利用する建築物）	16
(3) 民間特定建築物（法第14条第2号：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）	16
(4) 民間特定建築物（法第14条第3号：防災上重要な道路の沿道の建築物）	16
(5) 耐震診断義務付け対象建築物（法附則第3条：要緊急安全確認大規模建築物）	16
(6) 市有建築物	16
第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	17
1. 基本的な考え方	17
2. 耐震化の促進を図るための施策	18
(1) 住宅の耐震化	18
(2) 民間特定建築物の耐震化	20
(3) 市有建築物の耐震化	22
(4) 地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化	23
3. 耐震化を促進するための環境整備	24
(1) 建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう木造本制の充実	24
(2) 耐震診断及び耐震改修に関する各種パンフレット等による情報提供の充実	24
(3) 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法の普及と所有者等への情報提供	24
(4) 信頼できる耐震改修事業者等の情報提供	25

(5) 地震防災マップ（地震ハザードマップ）の公表.....	25
第4章 関連する安全施策の推進.....	26
(1) 家具類の転倒防止.....	26
(2) エレベーターの閉じ込め防止.....	26
(3) 各種落下物対策.....	26
(4) ブロック塀等の倒壊防止.....	27
(5) 天井等の脱落対策.....	27
(6) 宅地の安全対策.....	27
第5章 その他の耐震化促進施策.....	29
(1) リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	29
(2) 定期報告制度や防災査察等の活用.....	29
(3) 自治会等との連携に関する事項.....	29
(4) 不動産取引を通じた耐震情報の周知.....	29
(5) 道路閉塞状況を把握するための基礎資料の整備.....	30
第6章 今後の取り組み.....	31

参考資料

第1章はじめに

1. 松戸市耐震改修促進計画の位置付けと目的

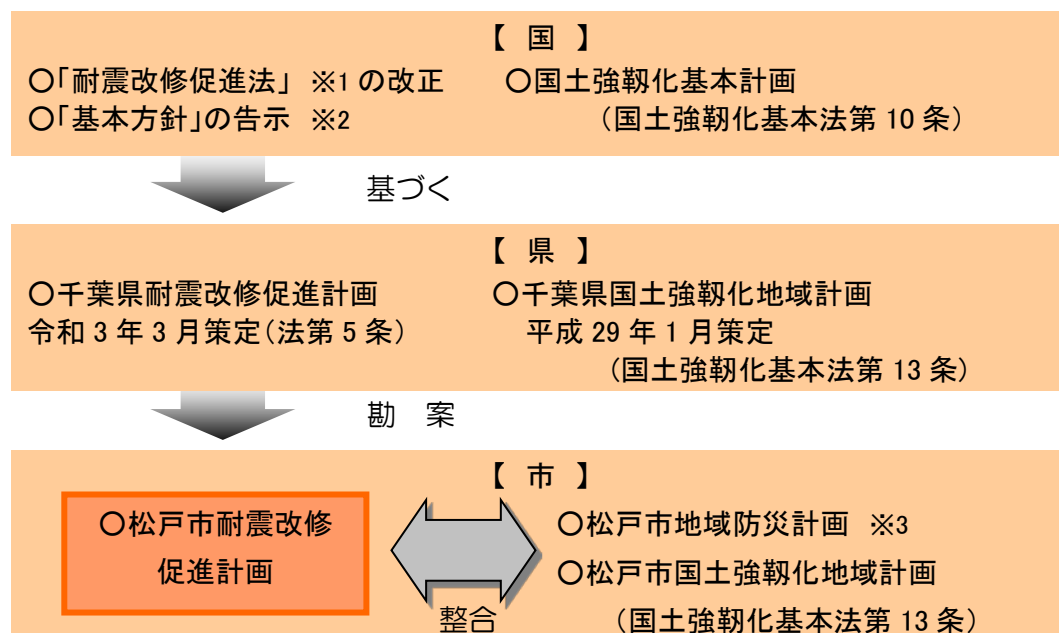
(1) 松戸市耐震改修促進計画の位置付け

松戸市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（改正 平成30年法第67号（以下「法」という。））第6条第1項に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（改正平成30年12月21日 国土交通省告示第1381号（以下「基本方針」という。））及び「千葉県耐震改修促進計画」を勘案して策定します。また、「松戸市地域防災計画」、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）との整合を図ります。

(2) 松戸市耐震改修促進計画の目的

本計画の目的は、市民等の生命と財産を守るため、地震により想定される被害の低減を目指し、市内の特色を十分踏まえながら効果的な施策を検討することにより、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進することを目的とします。

■松戸市耐震改修促進計画の位置づけ



- ※1：建築物の耐震改修の促進に関する法律：平成7年10月27日公布
最終法改正平成30年法第67号 改正政令施行 平成31年1月1日
- ※2：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
：平成30年12月21日告示
- ※3：松戸市地域防災計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて設置された
松戸市防災会議が策定する計画

2. 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、市内全域とします。

本計画の対象となる建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する新耐震基準（※4）（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された以下に示す建築物とします。ただし、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の中には、壁の配置の偏りや接合部の金物の不足により、現在の基準を満たさないものがあることから、このような住宅についても対象とします。

※4 建築基準法の改定（昭和56年6月1日）により最低限遵守すべき建築物の耐震基準として定められた。建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

■ 松戸市耐震改修促進計画の対象建築物

建築物の分類

建築物の分類は耐震化施策に連動することを勘案し、住宅（戸建住宅・共同住宅、さらに木造・非木造に区分）、法に規定される特定既存耐震不適格建築物（民有）、市有建築物に区分します。

【住宅】

戸建住宅	木造
	非木造
共同住宅	木造
	非木造

【特定建築物（民有）】

■ 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）	
・ 災害時に重要な役割を果たす建築物	学校、病院
・ 要配慮者が利用している建築物	保育所、幼稚園、各種福祉施設
・ 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、ホテル、劇場
・ その他（※5）	事務所等

※5 賃貸共同住宅は法の定義により住宅と重複する。

■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）	
・ 危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物	危険物を貯蔵・処理する建築物

■ 緊急輸送道路などの防災上重要な道路の沿道の建築物（法第14条第3号）	
・ 地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物	地震により倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

特定建築物（※6）

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象（特定既存耐震不適格建築物）

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

◆要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

指示・公表対象（特定既存耐震不適格建築物）

- 県又は市が指定する避難路沿道建築物

耐震診断の義務付け・結果の公表

◆要安全確認計画記載建築物

（法第5条第3項第1号・第2号、第6条第3項第1号）

- 県又は市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び建築物に附属するブロック塀等（施行令第4条第2項）
- 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

※6 特定建築物について

特定既存耐震不適格建築物とは、法に定められた用途や規模を満たし、かつ、建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物のことです。ただし、本計画では耐震化率の現状を把握するために、定められた用途や規模を満たす建築物の全てを分類集計するため、耐震基準に関わらず、規模要件を満たしている建築物を「特定建築物」と表記します。

●特定建築物一覧表

用途		特定建築物の要件	指示対象となる特定建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム、その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署、その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、全面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、全面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)

このうち、旧耐震建築物が「特定既存耐震不適格建築物」となる。

●特定建築物となる危険物の数量一覧（法第14条第2号）

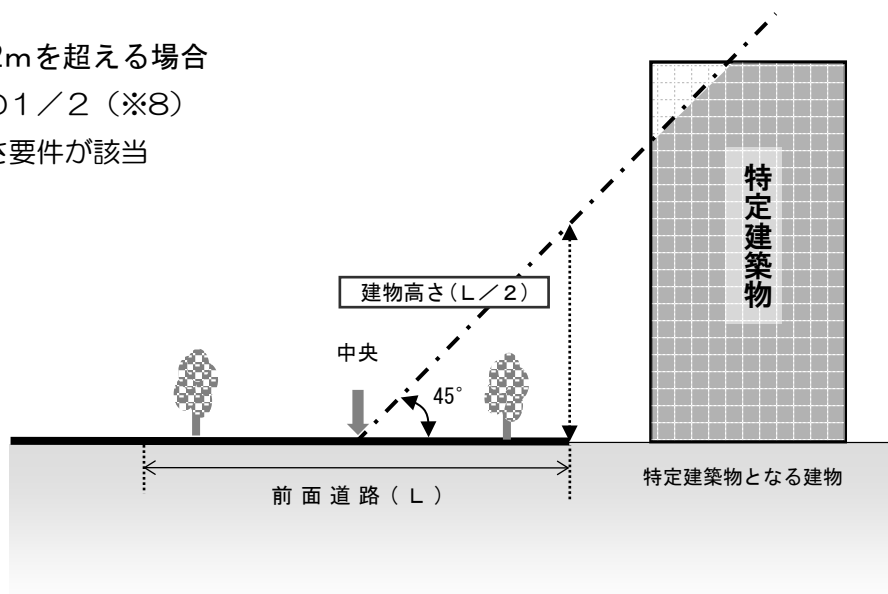
危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
ヘ 導爆線又は導火線	500km
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン（※7）
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

※7 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で 7,200 個、約 120kg。

●地震によって道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物
(法第14条第3号)

① 前面道路幅員が12mを超える場合

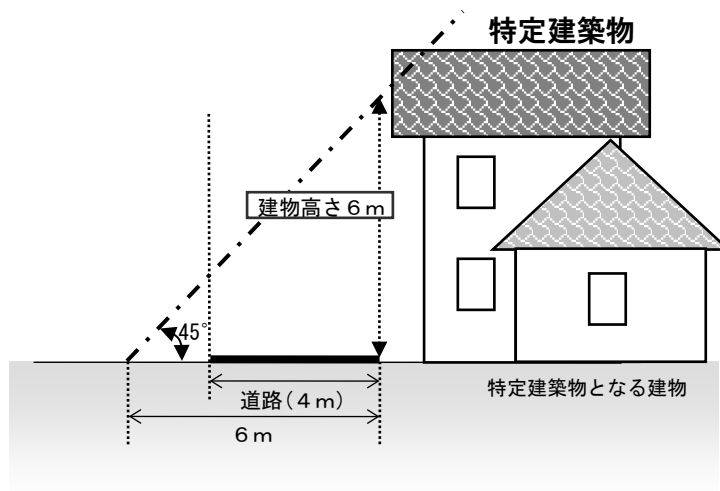
建物高さが、幅員の1/2 (※8)
を超える場合に、高さ要件が該当



※8 前面道路からセットバックしている場合は、セットバック分の長さを加えることとする。

② 前面道路幅員が12m以下の場合

建物高さが、6m (※9) を超え
る場合に、高さ要件が該当



※9 前面道路からセットバックしている場合は、セットバック分の長さを加えることとする。

【市有建築物】

本計画において対象とする市有建築物は、昭和56年5月31日以前に新築、増築又は改築した市有建築物（昭和56年5月31日において工事中の建築物を含む。）のうち以下に掲げるものをいいます。

(1)	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条に定める建築物
(2)	松戸市地域防災計画に定める防災拠点、応急救護所、避難場所等で震災時に災害対応拠点となる建築物
(3)	前号に定めるもののほか震災時における防災上重要な建築物であって、延べ面積200平方メートル以上又は階数が2以上のもの

ただし、上記（2）及び（3）に定めるもののうち民間建築物内の市有施設並びに木造及びプレハブ構造等の構造上簡易な建築物は除く。

3. 計画期間と定期的な見直し

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、おおむね3年を目途として定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

第2章 基本方針

1. 想定する地震の規模・被害の状況

■想定する地震

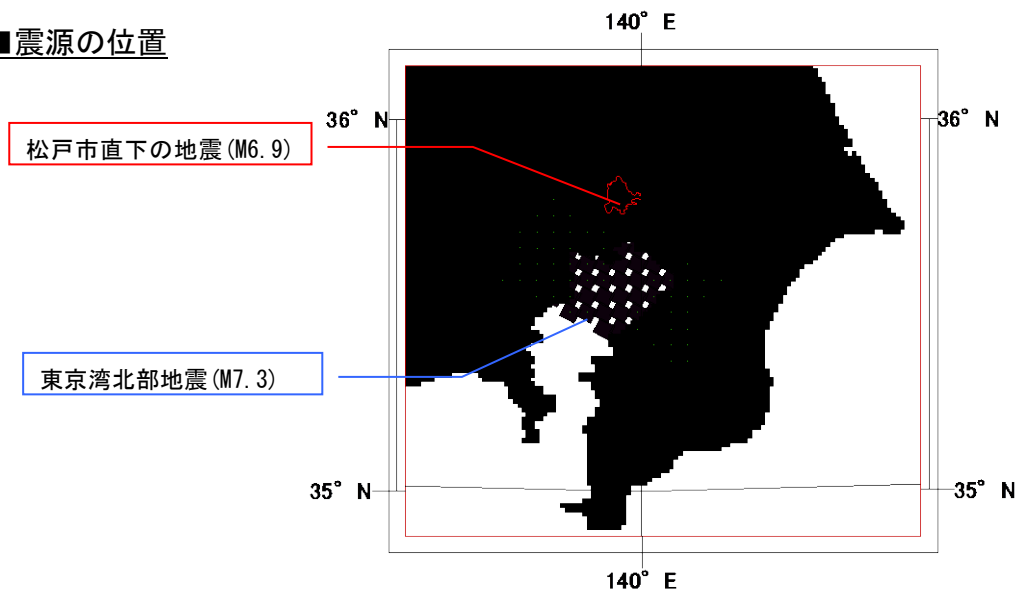
市域に大きな影響を及ぼすと考えられる地震として、東京湾北部地震および本市直下の地震が考えられます。なお、過去に大きな被害をもたらした「相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの地震（※10）」は、建築物の耐震改修を考える上では発生の確率が低いいため、想定対象とはしていません。

※10 関東南部の相模トラフでは、元禄地震や関東大震災などマグニチュード8クラスの地震が何度か発生し、千葉県をはじめ関東南部に大きな被害をもたらしてきました。このタイプの地震には、周期的に繰り返す性質があることがわかっていましたが、最近の研究で、その周期が数百年に一度程度であり、近い将来（今後百年以内）の発生の危険性は少ないと考えられています。

区 分	想定地震候補	概 要
海溝型地震 (プレート境界の地震)	東京湾北部地震 (マグニチュード 7.3)	関東地震再来までに関東地方南部のいずれかで起こる可能性の高いプレート境界型のマグニチュード7級地震。
全国どこでも起こりうる直下の地震	松戸市直下の地震 (マグニチュード 6.9)	内陸直下で発生するマグニチュード6.9の地震。この規模の地震は、いつどこで発生するかを予測することは困難（※11）。 松戸市での震源の深さ4km程度。

※11 内陸で発生する大きな地震は、「活断層」として記録され、数千年周期で繰り返し活動をしています。一方、鳥取県西部地震や新潟県中越地震など、地表に現れていない「断層」が活動し、大きな被害を及ぼすことがあります。このような地震の規模はマグニチュード6規模（最大で6.9程度）までですが、全国どこでも発生する危険があります。

■震源の位置

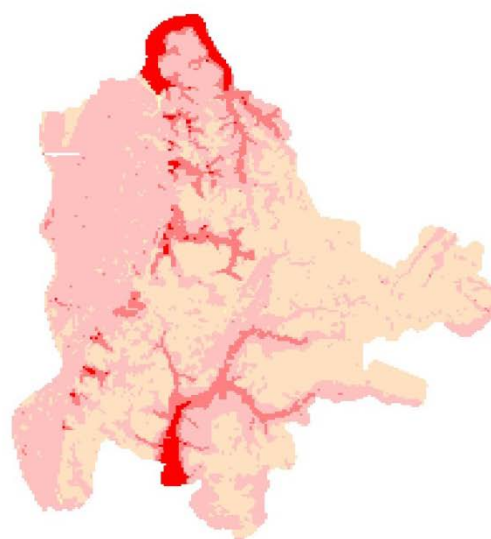


■揺れやすさマップ

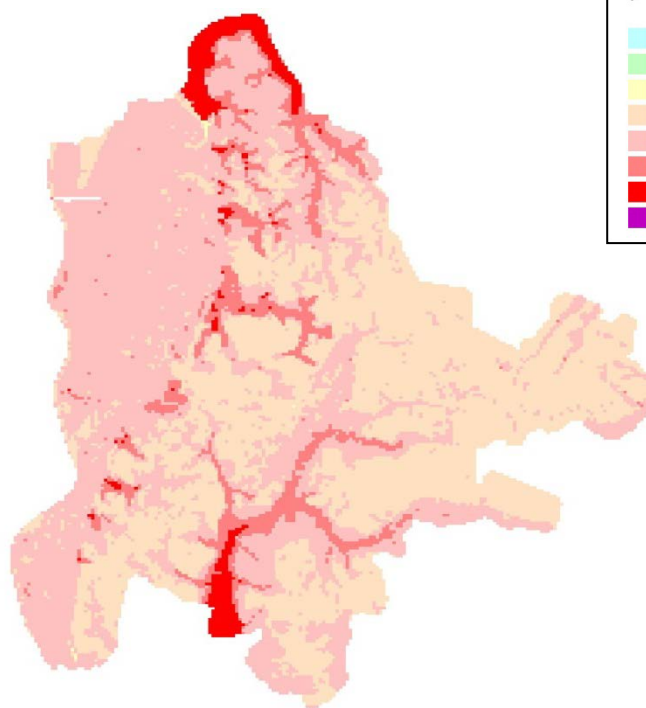
想定した地震ごとに震度の予測を行い、これらを重ね合わせて、「起こり得る最大震度」を表示したマップが揺れやすさマップです。



東京湾北部地震



本市直下の地震



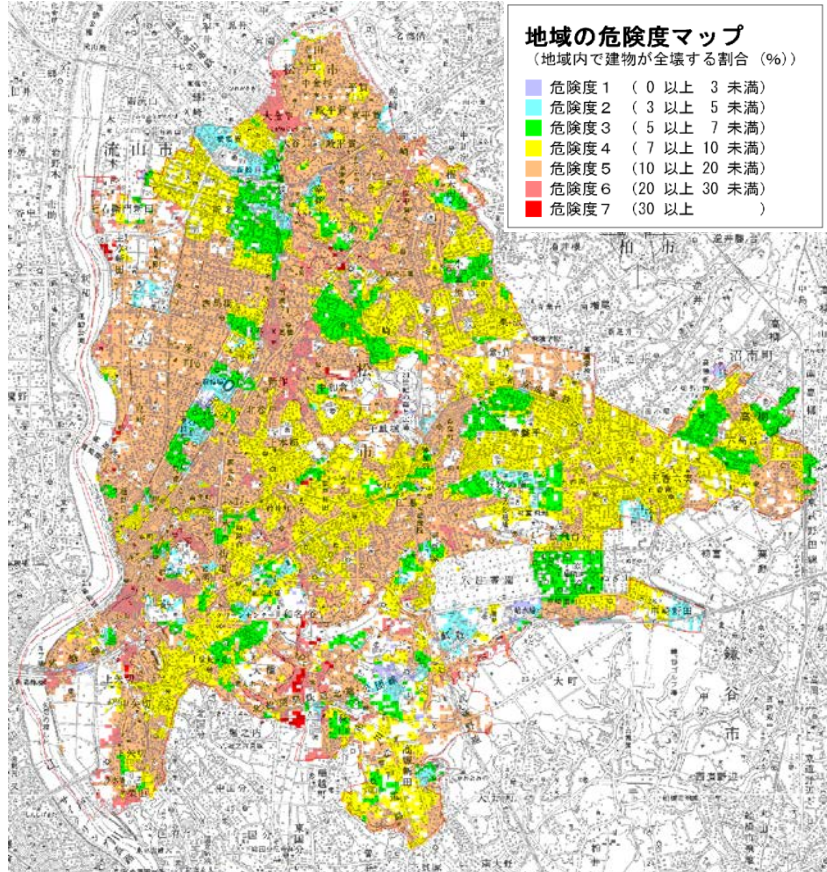
松戸市揺れやすさマップ

凡例	
■	震度 5 強
■	震度 6 弱
■	震度 6 強 (6.0以上6.1未満)
■	震度 6 強 (6.1以上6.2未満)
■	震度 6 強 (6.2以上6.3未満)
■	震度 6 強 (6.3以上6.4未満)
■	震度 6 強 (6.4以上6.5未満)
■	震度 7

※ 震度6強については、同じ震度階の中でも建物被害の程度が変わるため、計測震度をもとに5段階に細分して表示しました。

■地域危険度の予測

地域危険度は、地区ごとの建物分布状況と震度をもとに、「建物全壊率」を表示しています。建物全壊率は「地震防災マップ作成資料」（内閣府）に従って算出した値で、個別の建物ではなく地区の危険性を反映しています。



松戸市地域の危険度マップ

■防災アセスメント調査結果

令和元年度、市は地殻内のごく浅い場所に断層を設定し、被害予測を行いました。その結果、揺れ・液状化による建物の全壊が3,991棟、半壊が14,808棟と予測されました。

項目		地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 8m/s
全壊（揺れ・液状化による）		3,991 棟
半壊（揺れ・液状化による）		14,808 棟
火 災	炎上出火件数	49 件
	焼失棟数（参考）	2,545 棟

松戸市地域防災計画

2. 耐震化の現状

令和2年度における住宅数は、約110,900棟（木造戸建住宅約87,500棟、木造共同住宅約4,500棟、非木造戸建住宅約12,600棟、非木造共同住宅約6,300棟）と算定されます。その内、昭和56年以前の建築物は約31,800棟で、耐震性のない住宅棟数は約17,800棟と推計され、住宅全体の耐震化率は約84%です。

(1) 住宅

耐震化の現状

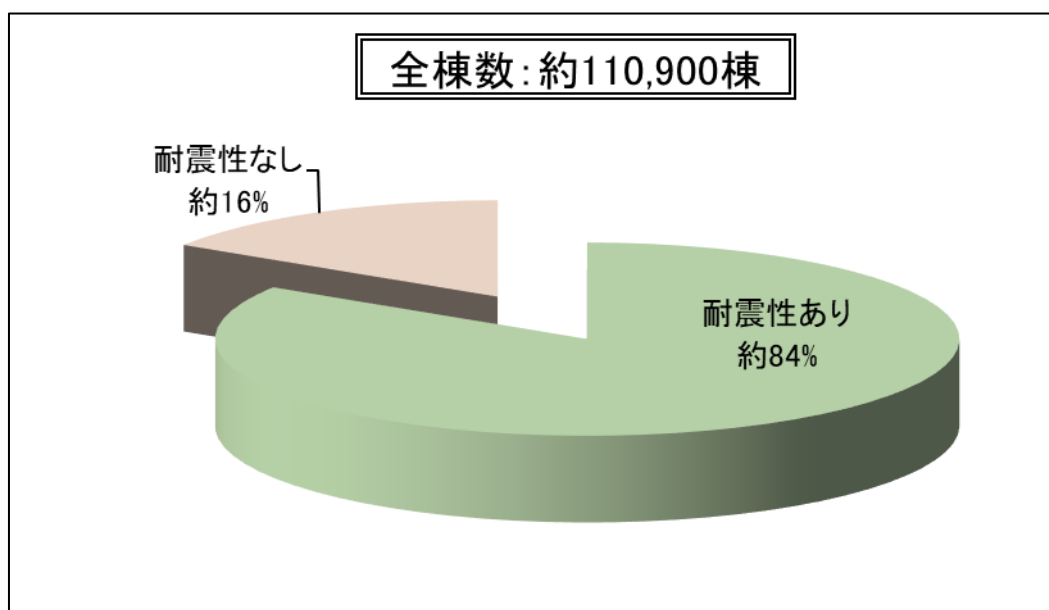
(単位：棟)

用途	構造	56年以前の住宅	57年以降の住宅	住宅数	耐震性を満たす住宅	耐震化率(%)	耐震性のない住宅数
戸建住宅	木造	27,100	60,400	87,500	70,900	81.0	16,600
	非木造	2,800	9,800	12,600	12,100	96.0	500
共同住宅	木造	900	3,600	4,500	3,900	86.7	600
	非木造	1,000	5,300	6,300	6,200	98.4	100
合計		31,800	79,100	110,900	93,100	83.9	17,800

(旧耐震基準建築物で耐震性を有する建築物を見込んでいます。)

[令和2年1月1日現在の市資料より集計]

耐震化の現状



「耐震性あり」とは「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」ことである。

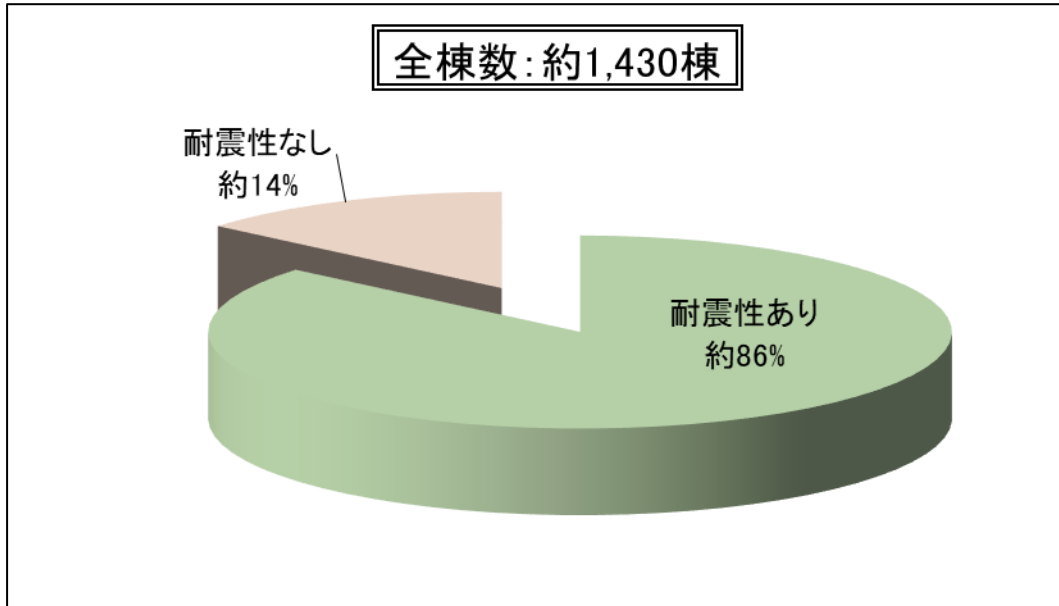
「耐震性なし」とは「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある及び高い。」ことである。

(2) 民間特定建築物（法第14条第1号：多数の者が利用する建築物）

不特定多数の者が利用する民間特定建築物の棟数は、約1,430棟です。

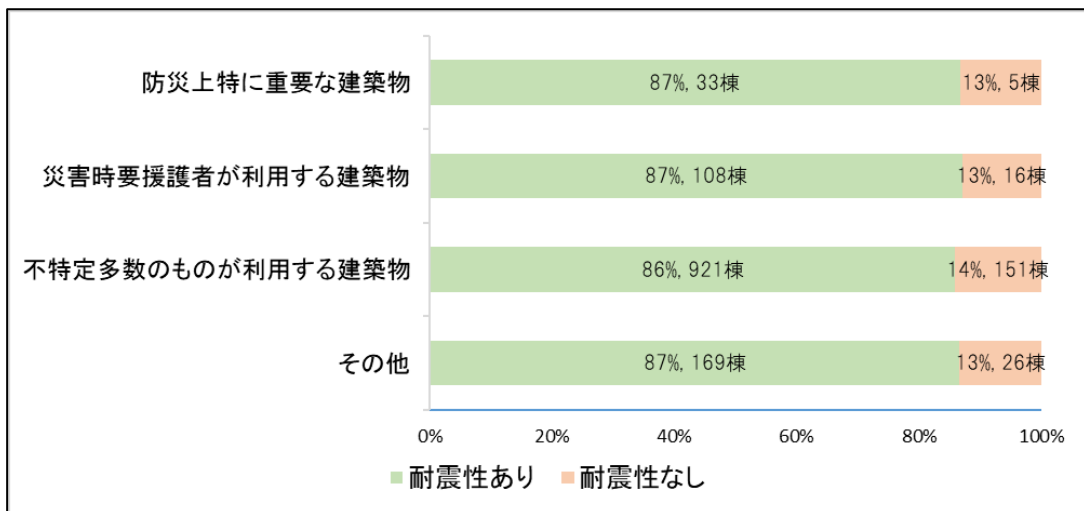
その内、昭和56年以前の建築物は約500棟で、耐震性のない建築物の棟数は約200棟と推計され、耐震化率は約86%です。

耐震化の現状



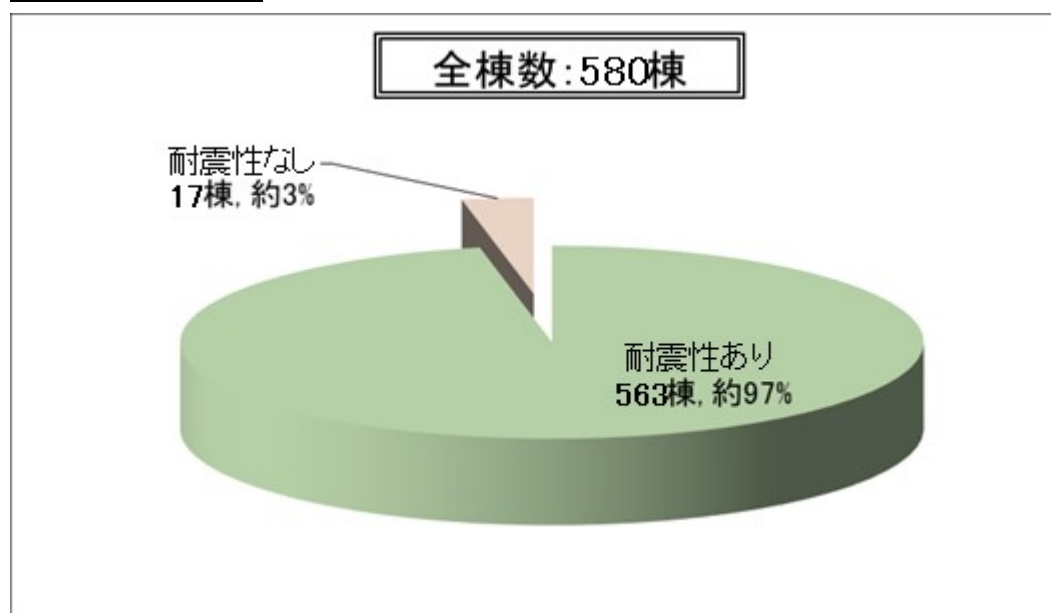
(旧耐震基準建築物で耐震性を有する建築物を見込んでいます。)

民間特定建築物区分別の耐震化の現状



- (3) 民間特定建築物(法第14条第2号:危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)
対象となる建築物のうち、危険物の貯蔵等を行う民間特定建築物の棟数は、15棟です。
- (4) 民間特定建築物(法第14条第3号:防災上重要な道路の沿道の建築物)
地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路(緊急輸送道路等)に接する建築物の棟数は、約1,190棟です。
その内、昭和56年以前の建築物は約390棟です。
- (5) 耐震診断義務付け対象建築物(法附則第3条:要緊急安全確認大規模建築物)
不特定多数の方が利用する大規模建築物等である要緊急安全確認大規模建築物の棟数は51棟です。
その内、耐震性のない建築物は3棟です。
- (6) 市有建築物
市有建築物は、多数の市民に利用されることや震災時の災害対応拠点になること、さらに、民間建築物の耐震化を先導していく役割を担うことから、耐震化を促進することとします。
令和5年3月31日現在の市有建築物(※12)は580棟あり、耐震性のある建築物の棟数は563棟(新耐震基準建築物を含む。)、耐震性のない建築物の棟数は17棟(診断済みで耐震性のない建築物15棟、未診断2棟)で耐震化率は約97%です。

耐震化の現状



※12 市有建築物の耐震性の判定については、「松戸市市有建築物耐震対策要綱(平成25年11月25日)」において行っています。

3. 耐震化の目標

■ 基本的な考え方

本計画における目標は、令和7年度において達成すべき建築物の耐震化率として設定します。

国及び千葉県が目標とする住宅の耐震化率は95%であり、本市においてもこれを基本とします。そして、建物倒壊による被害の最小化を図っていくためには、より具体性のある目標が求められるため、耐震化による減災効果を下記の2点に置き目標を設定します。

- ①倒壊等による直接被害の低減（倒壊のおそれの高い建築物の効率的な耐震化）
- ②災害時に重要な役割を果たす建築物の機能維持（地震発生後の応急・復旧対策の機能維持）

- 住宅については、市民の生命・財産を守ることを第一とし、令和7年度までに国及び県の目標と同じ、耐震化率を95%とすることを目標とします（※）。
- 特に老朽化した耐震性に不安のある住宅については、耐震改修工事や建替えにより耐震性のある建築物とすることを基本としつつ、重点的に耐震化を促進していきます。
- 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標は、令和7年度におおむね解消とします。
- 市有建築物については、令和7年度に向けておおむね解消を目指し、耐震化を図ります。

【住宅の耐震化率の算定について】

国や県では、国の統計局が実施している「住宅・土地統計調査」を使用しています。この調査は、サンプル調査で行われ、「住宅戸数」単位で集計されています。

本調査では、市域の住宅の耐震化率をより正確に把握するため、市内全数を把握する「棟」単位で集計しており、国や県の調査方法とは異なります。

(1) 住宅

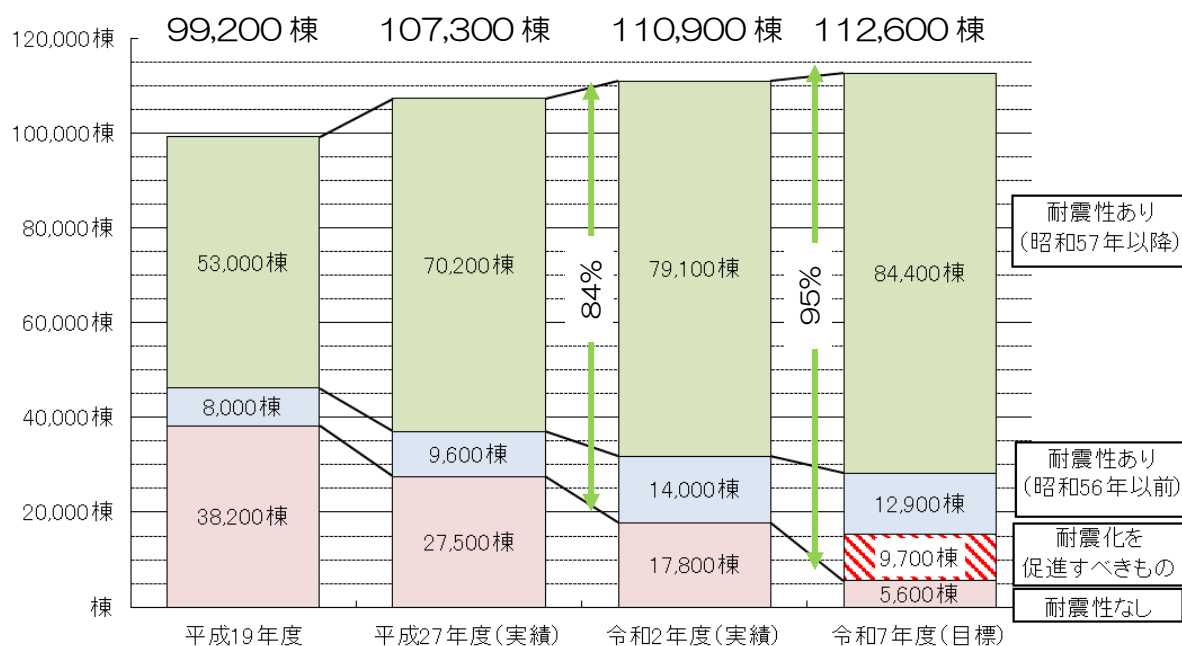
本市においては、現状（令和2年1月現在）耐震性のない住宅が約16%（17,800棟）あります。今後これらの住宅の耐震化を促進し、目標とする令和7年度の耐震化率を95%とします。

令和7年度の住宅棟数は約112,600棟と推計した場合（※13）、新たな施策を実施せず、住宅の建替え等が従来どおり行われていくことを前提とすると、令和7年度の耐震化率は約86%になると予測され、耐震性のない住宅棟数は約15,300棟存在すると予測されます。

この耐震化率を95%にするには、約9,700棟の住宅を耐震化する必要があります。

※13 令和2年度時点の人口と令和7年度時点の予測人口における住宅棟数との比率から推計しました。

耐震化の目標



(2) 民間特定建築物（法第14条第1号：多数の者が利用する建築物）

民間特定建築物（法第14条第1号）の耐震化については、対象建築物の耐震化について、積極的に進めていきます。特に、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度におおむね解消とします。

(3) 民間特定建築物（法第14条第2号：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）

対象建築物の15棟について、耐震化を促進します。

(4) 民間特定建築物（法第14条第3号：防災上重要な道路の沿道の建築物）

対象建築物の耐震化を促進します。

(5) 耐震診断義務付け対象建築物（法附則第3条：要緊急安全確認大規模建築物）

対象建築物の3棟について、耐震化を促進します。

(6) 市有建築物

市有建築物で、耐震性のない建築物の棟数は17棟（診断済みで耐震性のない建築物15棟、未診断2棟）です。

令和7年度までに概ね全ての施設を耐震化するために、耐震改修等の必要な措置を講じます。

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 基本的な考え方

本市の耐震化への取り組みは、限られた財源と時間の中で、地震の揺れによって生じる建物倒壊等による被害の最小化を目指すものであり、そのためには第一に、被害発生
の主な要因となっている建物倒壊による直接的な被害の低減を図ることとします。

同時に、地震発生後の応急対策等の防災機能を維持することによる被害の拡大防止に
取り組むこととし、防災上の重要施設の耐震化を図ることとします。

■取り組み方針

- 住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、その所有者によっ
て行われることを基本とします。さらに、被害の低減化ということにおいては、
市民や地元住民組織等の自主的な耐震化への取り組みが必要です。
- しかしながら、公共による助成が必要とされているような場合、あるいは建物倒
壊による被害の拡大防止（地震発生後の応急・復旧対策の機能維持）等の公共的
な観点から特に必要性が高く大きな効果が見込まれる場合には、国、千葉県、市
が協力を図りながら可能な範囲での支援を行うものとします。
- 限られた財源と時間の中で、効率的に耐震化を進めていくためには、民間企業等
の耐震化への自主的な取り組みを促進していく必要があります。このため、耐震改
修が建築物所有者に、より経済利益を生むような状況を想定し促進施策を検討し
ます。
- 市は、特定既存耐震不適合建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保す
るため、特定建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等
を行うものとします。
- 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地を把握
し、重点的に耐震化の促進を図ります。
- 避難路に接する危険コンクリートブロック等の安全確保への支援を行います。

■特に耐震性が劣ると考えられる住宅への対処

本市においては、旧耐震基準である木造住宅が多く、特に耐震性が劣ると考えられ
る老朽化した住宅（昭和46年（1971年）以前に建築）も多いと考えられます。ま
た、旧耐震基準のマンションも多く分布しています。こうした建築物については、地
震の揺れによる深刻な被害を低減させる最も根本的な施策として位置づけ、重点的な
耐震化施策を実施していきます。

- 老朽化した住宅所有者に対し、重点的な周知・啓発活動を実施していきます。
- 木造住宅や耐震診断・耐震改修の助成制度があります。
- マンションの耐震改修の助成制度導入を検討します。

2. 耐震化の促進を図るための施策

(1) 住宅の耐震化

■木造住宅の耐震化

○周知・啓発

住宅の耐震化は、建築物所有者等に自らと家族の命を守る手立てとして耐震化の必要性を認識してもらう必要があり、そして耐震改修を実現するためには、まず始めに、この耐震化への必要性を認識してもらうことが出発点となります。このため市では様々な機会と手段を用いて耐震化の必要性の周知・啓発を図ります。

また、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の中には、耐震性の低い住宅もあることから、このような住宅の所有者に対しても情報の提供を行っていきます。

- ホームページへ耐震化に関する情報を掲載します。
- 市民の耐震化にとって必要な情報を掲載したパンフレットを作成し、配布します。
- 学校教育（総合学習の時間等、教育委員会との連携）への取り入れを検討します。
- 地震防災をテーマとした講演会・講習会を開催します。
- ひとが多く集まるイベント等の場における周知・啓発活動を実施します。
- 公共施設にポスター掲示を実施します。併せて、駅や商用施設等におけるポスター掲示、パネル展示等を検討します。

○老朽化した住宅への対応

市では、特に耐震性が劣ると考えられる老朽化した住宅（昭和46年（1971年）以前の建築物）に対して、重点的に耐震化の働きかけを行うこととし、具体的には住宅所有者等に対して、市から積極的に意識の啓発と耐震診断の実施を促していくこととします。特に、古い木造住宅が密集する地域については、より強く働きかけをしていきます。

- 市内住宅所有者に対して市からのダイレクトメール等による周知・啓発活動の実施を行います。
- 無料耐震相談会の開催の充実を図り、出前講座の活用により診断相談を進めます。
- 木造老朽住宅（木造アパートを含む）の所有者に対しては、関係団体の協力を得て耐震化に向けた周知・啓発活動を実施していきます。具体的には、地元自治会等との連携による相談会の開催等について、地元と協力を得ながら実施します。
- 市の空家対策計画等との連携を図り、老朽住宅の活用、建替え等による耐震化の促進を検討します。

○耐震化緊急促進アクションプログラムの作成・公表

本計画に定めた目標を達成するためには、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組、耐震診断支援した住宅に対し

て耐震改修を促す取組、改修事業者の技術力向上を図る取組、耐震化の必要性に係る普及・啓発が重要です。このため、松戸市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を推進します。

○耐震改修に向けた支援策

- 木造住宅の耐震診断、耐震改修の費用の一部を助成します。
- 耐震改修促進税制に関する情報を提供します。
- 耐震改修の実施例を紹介します。
- 松戸市木造住宅耐震診断士の登録制度を行っています。

■非木造住宅の耐震化（分譲マンション等の耐震化）

マンションは、建物が倒壊した場合にはその周辺に与える影響も含めて危害が大きく、耐震化の必要性が高いと考えられます。特に、昭和46年（1971年）以前の耐震基準で作られ、ピロティ形式の建築物が耐震性に問題があるとされています。

また、いったん罹災した場合、その再建には区分所有者等による合意形成が障害となり、通常の建築物以上に困難を伴うことも多く、地震発生後の被害を拡大させることとなります。

- マンション管理組合に対する継続的な働きかけにより、耐震化の必要性を周知していきます。
- 特に、昭和56年以前に建てられた倒壊のおそれの高いマンションに対しては、管理組合に対する継続的な働きかけにより、耐震化の必要性を周知していきます。
- 耐震改修に対する助成制度導入を検討します。
- 国土交通省が公表しているマンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルを周知していきます。
- 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度の検討を行います。
- 建替えか改修かの判断が定まらない老朽化した分譲マンションの管理組合等に建替えや改修に関する専門家（アドバイザー）が、現地に赴き情報提供やアドバイスを行えるよう、管理組合等に対する支援の検討を行います。
- 大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が、法律により緩和されました。

■住宅の耐震改修時の仮移転先の確保

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になります。このような場合、仮住居が見つからないことが耐震改修の障害とならないよう、県と連携し仮住居の斡旋について検討していきます。

(2) 民間特定建築物の耐震化

民間建築物に関わる耐震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であり、建築物の所有者は、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとします。

市は、こうした自助努力を促進していくため、その所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行っていきます。

■「災害時に重要な役割を果たす建築物」「避難行動要支援者(※14)が利用している建築物」

地震の発生に際して、避難所等として位置づけられている施設、また、自力では避難することが難しい高齢者、幼児等が利用する高齢者福祉施設、幼稚園、保育所等は、耐震化の必要性が特に高いと考えられます。

このため、こうした建築物を対象とした耐震化促進施策を検討していきます。

※14 避難行動要支援者とは、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方をいいます。(平成25年6月改正 災害対策基本法)

■「避難路沿道建築物」

避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など、応急対策活動の実施に必要な交通の確保を図るために定められた緊急輸送道路沿いの建築物について、地震による建築物の倒壊等による通行障害が生じないようにするために、耐震化の必要性が特に高いと考えられます。

このため、こうした建築物については助言や指導を通じて耐震化を促進します。

■「多数の者が利用する建築物」

ホテルや百貨店等の建築物は、利用者からの収益に基づき運営されています。こうした建築物は、耐震性の有無が集客性を高める要素を持っていることから、建築物の所有者等による投資により耐震化を促進していくことが考えられます。また、事務所等は、耐震性の有無が事業の安全性に関わり、また、所有者にとっては不動産価値を高める投資的要素を持つものと考えられます。

このような建築物の耐震改修を促すために、市は“認定証”(耐震マーク)等の申請窓口として受付を行います。



■法に基づく指導等による耐震化

特定建築物は、法に基づく指導、助言等を効果的に行うことにより、耐震化を図ります。

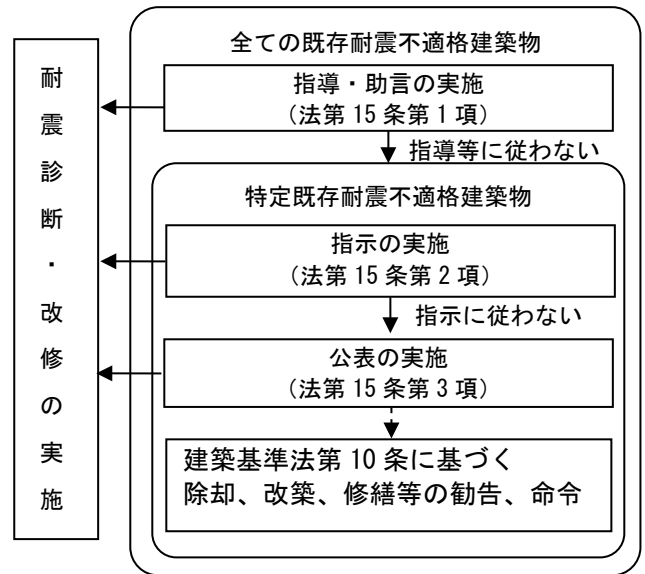
○指導及び助言

対象建築物

市は特定建築物の所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導、助言を実施します。

さらに、その中でも以下の建築物については、重点的に指導を行います。

- 大規模で不特定多数の者が利用する百貨店等の建築物
- 地震の際に応急活動の拠点となる病院、学校等の建築物
- 地震の際に避難上特に配慮を要する者が利用する幼稚園、保育所、老人ホーム等の建築物
- 地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路（緊急輸送道路等）に接する建築物



指導・助言の方法

- 所有者に啓発文書を送付します。
- 耐震化に関するアンケートを実施します。
- 対象となる特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を説明して、その実施を促します。
- 確認申請時や定期報告等の機会を活用して行います。

進捗管理

- 特定建築物データベースを作成し、指導・助言の履歴等を記録し、耐震化に関わる進捗を管理します。

○指示

上記の方針により指導等をした建築物が、耐震診断及び耐震改修が行われない場合、所有者に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や十分な指導ののち、適切な期間を示して計画の提出を指示するものとします。

指示の方法

- 所有者に指示書を交付します。
- 指導及び助言により耐震診断又は耐震改修の実施を促してもなお実施しない場合は、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。

進捗管理

- 特定建築物データベースにより指示による耐震化の進捗経過を管理します。

○公表

正当な理由がなく指示に従わなかった場合は、そのことを公表する旨を所有者に通知します。指示に示した期間が経過しても、正当な理由がなく耐震診断及び耐震改修の計画がなされない場合は、そのことを公表することができます。

公表の方法

公表は、法に基づくことを明示し、広報やホームページへの掲載等の方法によることが考えられます。

○建築基準法による勧告又は命令等の実施

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行うことができます。

(2) 市有建築物の耐震化

市有建築物は、多数の市民に利用されることや、震災時には災害対応拠点としての機能確保が求められることから、国庫補助金の補助制度を活用して、耐震化を図ります。

■整備方針

- 市有建築物の耐震化は、松戸市市有建築物耐震対策要綱に基づき推進していきます。
- なお、耐震化を図る際には、施設の老朽化や維持保全状況、他の施策との関連を考慮し経済性、合理性等を総合的に判断し実施します。

■整備目標

- 令和7年度までに概ね全ての施設を耐震化するために、施設の整備方針等を検討し、より一層の耐震化に取り組みます。

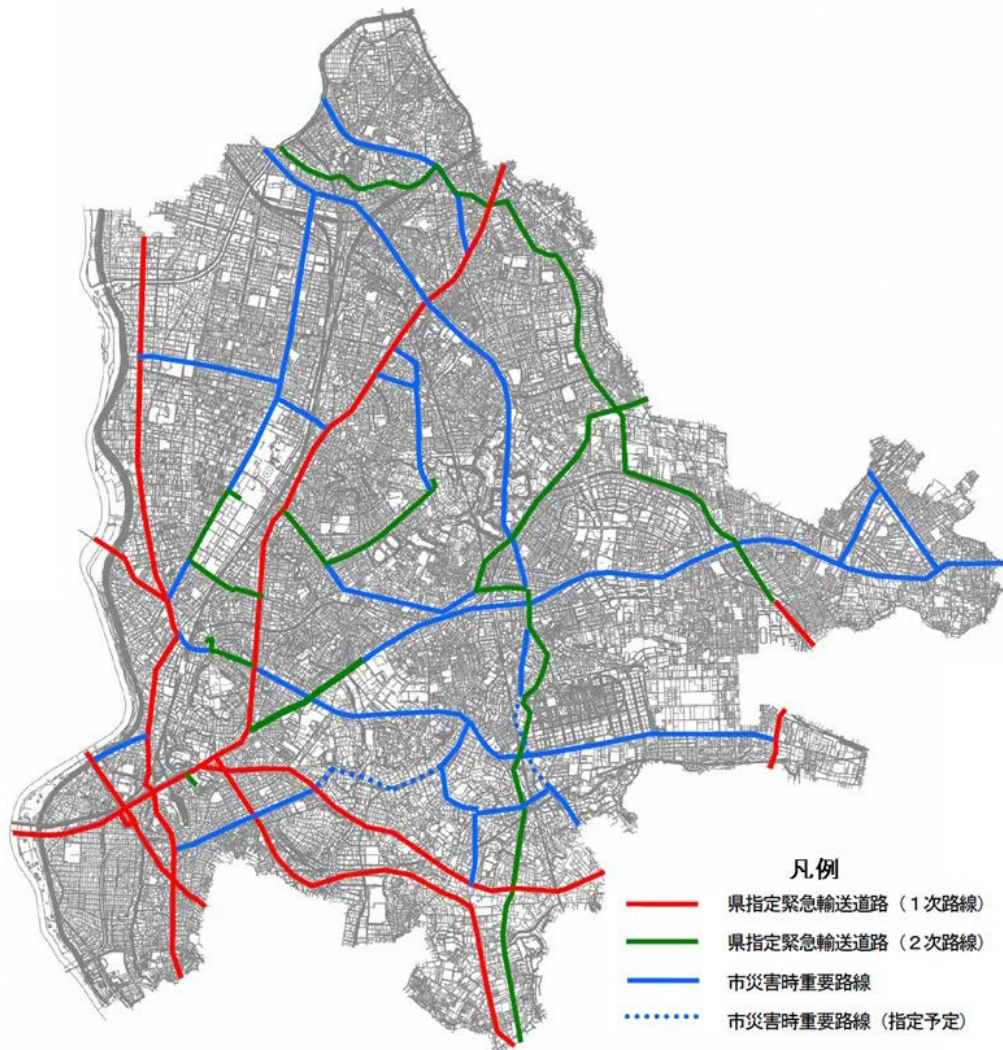
■市有建築物の耐震状況の情報開示

- 市有建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況について、市のホームページ等に公表します。

(3) 地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化

緊急輸送道路等は、地震により道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがあります。

このため、千葉県が指定する緊急輸送道路のほかに、市が定める地震発生時に道路閉塞を防ぐべき道路に接する建築物を、法第14条第3号の特定建築物として、法による助言や指導を通じて耐震化を促進します。



緊急輸送道路・災害時重要路線図（令和5年3月現在）

県指定の緊急輸送道路

大規模な地震が起きた場合、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動のための交通の確保を図ることを目的に指定された道路で、1次路線、2次路線があります。

1次路線：隣接都県との連携強化及び県庁と主要都市等を相互に結ぶ幹線道路と、これらの道路から主要道路へ通じる道

2次路線：1次路線と市町村役場、主要な防災拠点（救急物資等の備蓄地点等）を相互に連絡する幹線的な国・県道、市町村道

3. 耐震化を促進するための環境整備

耐震化を促進するためには、建築物の所有者が地震防災マップ等により地震発生の危険性を認識するとともに、建築物の耐震性を把握する必要があります。さらに、耐震改修を実施するには、信頼できる情報を入手するなど、耐震化がしやすくなる環境の整備が求められます。

一方、耐震診断や耐震改修に係る事業者の側においても、技術の向上や安価な耐震化工事の開発等を進める必要があります。こうした耐震化を促進していくための環境条件整備を進めていくこととします。

(1) 建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるよう相談体制の充実

建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるように環境を整えることが必要です。このため市では、相談窓口を継続して開設するとともに、助成制度や耐震改修促進税制・住宅ローン減税等の支援策についても情報提供を行います。

- 耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- 耐震改修促進法に関する説明
- 耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の説明
- 耐震診断及び耐震改修の標準的な費用等

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する各種パンフレット等による情報提供の充実

市は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口に常備し配布します。

- 耐震性向上に関する注意喚起
- 耐震改修の方法の紹介
- 自己診断の方法
- 金物等の補強方法
- 家具等の転倒防止、室内空間等の安全確保の方法
- 寝室等、一部居室の耐震性確保の方法

(3) 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法の普及と所有者等への情報提供

耐震改修の促進を阻害する要因として、工事費等への負担感などが挙げられ、建築物の所有者等の負担を軽減するための耐震改修工法や技術開発が求められています。

そこで、耐震改修工法の簡素化やコストダウンを促進し、負担を軽減するとともに、その具体的な事例を市民等にわかりやすく紹介していきます。

(4) 信頼できる耐震改修事業者等の情報提供

千葉県は、建築関連技術者（建築士等）を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とした講習会を開催しています。

市では、こうした情報を様々な手段により市民への提供を行います。

また、「耐震」に名を借りた悪質な訪問販売による被害も生じているため、信頼できる設計者や工務店の紹介が求められています。このため、市では、信頼できる設計者等を登録し、その情報を市民に提供していきます。

(5) 地震防災マップ（地震ハザードマップ）の公表

市は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を公表しています。

この地震ハザードマップの内容は、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の内容のものとして公表し、市民の防災意識の向上を図っていきます。

第4章 関連する安全施策の推進

地震による人的被害や財産等の被害を低減するには、住宅や建築物を耐震化するだけでなく、室内においては家具の転倒、天井の破損・落下、屋外ではブロック塀の倒壊や窓ガラス、壁面屋外広告物の落下等の防止も効果的です。そこで、住宅や建築物の耐震化の他にも、関連する安全施策も合わせて推進します。

(1) 家具類の転倒防止

家具類の転倒及び落下による被害を低減するため、家具の転倒防止に関するパンフレットの配布等により、市民に家具を固定することの重要性を周知していきます。

(2) エレベーターの閉じ込め防止

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、エレベーターの緊急停止による長時間の閉じ込めや、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となりました。この他にも建築物の高層化が進み、遠方で発生した地震の長周期地震動によってエレベーターの閉じ込め事故が発生しています。

エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられているため、市はエレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう指導します。

(3) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、附属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するため、市は定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。

■ 窓ガラスの落下防止

福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルのガラスが割れ、道路に大量に落下した事態が発生し人身事故の危険性が改めて問題となりました。市では、窓ガラスの落下防止対策等に関して実態調査と改善指導を実施していますが、今後も未改修ビル等の建築物の所有者等への計画的かつ定期的な改善指導を実施していきます。

■ 外壁タイルの落下防止

外壁タイルの落下による被害を防止するため、危害を与えるおそれのある建築物の所有者に対して改善指導を継続して行い、落下防止対策が済んでいない建築物については、継続して改善指導を行っていきます。

■ 屋外広告物の落下防止

建築物の外壁に設置してある屋外広告物の掲出者等に対し、地震発生時に落下事故が発生しないよう防災査察等の機会を通じて指導を行います。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

平成30年（2018年）の大阪府北部を震源とする地震では、地震で倒壊したブロック塀等に歩行者が巻き込まれました。このように、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。

このため、市では、平成30年度より松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助制度を創設し、危険コンクリートブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成しています。

補助対象は松戸市危険コンクリート塀等対策事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に記載のとおりであります。特に以下の道路は地震災害時に避難上重要となることから、社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編における「避難路」として位置づけます。

- 松戸市地域防災計画で定める緊急輸送道路
- 通学路
- 建築物から避難場所等までの避難経路となる補助要綱第2条（2）・アに定義されているもの

さらに、コンクリートブロック塀等の実態把握を行うとともに、倒壊による危険性や対策の必要性について、パンフレットの作成・配布による啓発を行い、危険なブロック塀の撤去、改善指導を行います。

(5) 天井等の脱落対策

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井が、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が発生しました。こうした状況を踏まえて、新たに天井脱落対策の基準が定められました（平成25年国土交通省告示第771号）。

市は、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や設備の落下の危険がある部分について、その防止対策を促します。

(6) 宅地の安全対策

■ 液状化対策

建築物の所有者自らが建築物の液状化対策を考えるきっかけとなるよう、液状化危険度予測マップなどの情報提供をしていきます。

■ 崖崩れ等に対する被害の軽減対策

大規模地震等の発生に伴う崖崩れ等により、崖付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、県と連携して、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を検討し、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減していくものとします。

第5章 その他の耐震化促進施策

建築物の増改築、さらには特殊建築物の定期報告等の様々な機会を活かし、耐震化を促進します。

(1) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事や増改築工事の機会に耐震改修を実施すれば、工事の施工の観点だけでなく、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

このため、リフォームにあわせた耐震改修を促進するよう、パンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、関係団体とも連携・協力して、耐震化の必要性を説明し、住宅等の耐震化の促進を図ります。

(2) 定期報告制度や防災査察等の活用

建築基準法第12条に基づく定期報告制度では、特殊建築物の所有者は、調査資格者により建築物の調査を行い、その結果を定期的に市（特定行政庁）に報告することになっており、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況も調査し報告することとなっています。

このため、市では、この定期報告制度により特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めるとともに、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の地震発生時における落下防止対策についても指導を行います。

また、防災査察等の機会においても、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修等に関する必要な情報提供を行うとともに、耐震改修等に関する意識の啓発を図ります。

(3) 自治会等との連携に関する事項

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組むこととします。

そこで、市では、県との協力に基づいて自治会や町内会を通じて、耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等を行い耐震化の促進を図っていきます。

(4) 不動産取引を通じた耐震情報の周知

宅地建物取引業法が改正され、重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項の説明を宅地建物取引業者に義務付けています。この改正を受け関係団体等と連携して市民への周知の徹底を図ります。

(5) 道路閉塞状況を把握するための基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊による閉塞状況を把握するため、道路の幅員等を調査し、住宅・建築物耐震化の基礎資料として整備します。

これに基づき、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

第6章 今後の取り組み

■ 定期的な検証

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

この間の社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、市で整備した建築物データの維持や各種施策の実施状況を定期的に検証し、必要に応じて施策の見直しを行い、耐震化の促進を図ります。

■ 国・県等への要請

本計画の推進に当たり、必要がある場合には、国や千葉県、関係団体等に協力要請や要望等を行うものとします。

■ 施策遂行のための制度検討

本計画で示した施策を遂行していくためには、国庫補助の申請、制度要綱の作成、庁内組織体制の整備、関係機関との連絡・協議体制の整備等が必要とされます。

このため、令和3年度においては、国土強靱化基本計画を始め、国・県の補助制度の内容や動向を勘案しつつ、財政・制度面を含めた施策の実現性の検証を行い、さらに関係機関との調整も図りつつ、施策の実効性を高めていきます。

参考資料

資料 1	建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	1
資料 2	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	13
資料 3	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	17
資料 4	千葉県耐震改修促進計画の概要	25
資料 5	緊急輸送道路・災害時重要路線図	28
資料 6	松戸市の補助事業	
	木造住宅の耐震診断費補助金のご案内	29
	木造住宅の耐震改修費補助金のご案内	31
	マンションの耐震診断費補助金のご案内	34
	木造住宅の耐震改修に伴うリフォーム事業費助成のご案内	36
	危険コンクリートブロック塀等の除却工事の補助金のご案内	38

資料 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号
最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、

当該事項について、あらかじめ、機構又は当該会社の同意を得なければならない。

- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を知ることができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増

築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする

ときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことが

できる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

略

資料2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

平成7年12月22日政令第429号
最終改正：平成30年11月30日法律第323号

略

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個

- ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万个
 - ハ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下こ

の項において同じ。)とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

略

資料3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

改正：平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。

特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政

庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置する

とともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目標に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する

法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合にはにおいては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な

地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組構造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組構造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定

及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時に

おける多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

資料4 千葉県耐震改修促進計画の概要

(https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/keikaku.html)

[ホーム](#) > [防災・安全・安心](#) > [地震・津波対策](#) > [地震の揺れや津波に備える](#) > [建築物の耐震化](#) > [千葉県耐震改修促進計画](#) > 千葉県耐震改修促進計画について

報道発表案件

更新日：令和3(2021)年3月30日

ページ番号：27757

千葉県耐震改修促進計画について

発表日：令和3年3月29日

県土整備部建築指導課

千葉県耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条の規定に基づき、既存建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標を達成するための必要な施策等を定め、既存建築物の耐震化を計画的かつ総合的に推進することを目的とした計画です。

千葉県耐震改修促進計画

令和3年3月改定

- ・ [千葉県耐震改修促進計画（令和3年3月改定）（PDF：778.1KB）](#)
- ・ [新旧対照表（令和3年3月改定）（PDF：521.5KB）](#)

計画の内容

はじめに

第1 計画策定の趣旨

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模等及び被害の状況
2. 耐震化の現状
3. 耐震化の目標の設定
4. 公共建築物の耐震化の情報開示

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要
3. 重点的に耐震化すべき建築物
4. 重点的に耐震化すべき区域
5. [沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路](#)
6. 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要
7. 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進
8. 特定優良賃貸住宅の空家の活用
9. 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修
10. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策
11. 耐震化の状況把握

第4 啓発及び知識の普及

1. 地震ハザードマップの作成・公表
2. 建築物の液状化対策
3. 相談体制の整備及び情報提供の充実
4. パンフレットの作成・配布、講習会の開催等
5. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

6. 家具の転倒防止策の推進
7. 自治会等との連携に関する事項
8. 耐震改修建築物の表彰

第5 所管行政庁との連携

1. 法による指導等の実施
2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 市町村が定める耐震改修促進計画
2. 関連団体との連携
3. その他

別表

- 別表1 法第5条第3項第一号で規定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限

平成25年11月25日施行改正建築物の耐震改修の促進に関する法律等

法改正については、次のリンク先を御参照ください。

- [建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成25年11月施行）](#) 
(国土交通省ホームページ)

関連リンク

- ▶ [県有建築物の耐震化状況について](#)

千葉県における住宅の耐震化の現状（千葉県 耐震改修促進計画より）

（１）住宅

平成30年度の県内の住宅戸数は、約263万戸（戸建て住宅：約140万戸、共同住宅等：123万戸）と推計されます。

その内、耐震性がある住宅戸数は、約243万戸（昭和55年以前で耐震性を有する住宅：約38万戸、昭和56年以降の住宅：約205万戸）であり、県内の住宅の耐震化率は、約92パーセントと推計されます。

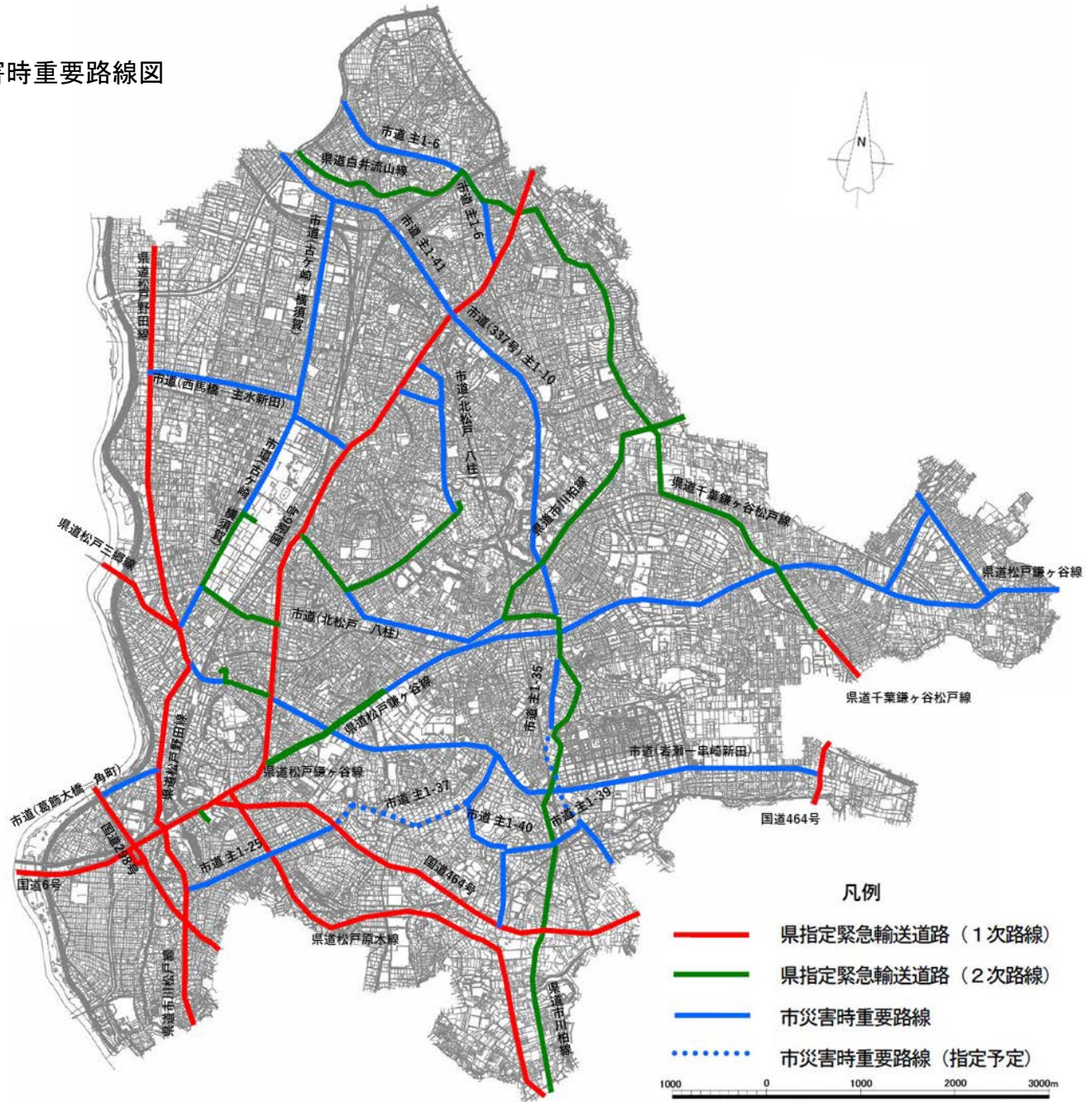
表-4 住宅の耐震化の現状（単位：万戸）

	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
住宅全体	約263	約21	約38	約204	約92%
戸建て住宅	約140	約19	約17	約104	約86%
共同住宅等	約123	約2	約21	約100	約98%

*住宅の各戸数及び耐震化率は平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。

*昭和55年以前の住宅で、耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅に含めています。

資料5 緊急輸送道路・災害時重要路線図



資料6 松戸市の補助事業

木造住宅の耐震診断費 補助金のご案内



松戸市
令和2年度版

4. 耐震診断の内容

耐震診断とは、木造住宅耐震診断士が、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、図面と現地調査によって行なう、一般診断法または精密診断法です。
耐震診断に使用する診断プログラムは、一般財団法人 日本建築防災協会発行の診断ソフト、または同協会の木造住宅耐震診断プログラム評価を受けたソフトであることが条件です。

5. 木造住宅耐震診断士

木造住宅耐震診断士とは、『松戸市木造住宅耐震診断士名簿』に登録された建築士、または市長が認めた者です。

この名簿は松戸市ホームページに掲載され、建築指導課、各支所、市民センター等にて配布しています。

6. 耐震診断の補助金額

耐震診断に要した費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2を助けて頂きます。
ただし、**5万円を上限**とします。(千円未満切り捨て)

松戸市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の概要

大震災はいつ発生しても不思議ではありません。大震災が起きたとき、住まいに大きな被害が無ければ、大切な家族の命や財産を守ることができます。松戸市では、地震に強いまちづくりを促進するため、耐震診断（建物の健康診断）をおすすめします。

1. 申請受付期間

令和2年5月7日（木）～令和2年11月30日（月）

ただし、**令和3年1月15日まで**に耐震診断が完了する見込みがあるものに限りです。

<注意事項>
耐震診断を行う前に、必ず補助金交付申請書を提出してください。**交付決定前に診断を行った場合は、補助金を交付できません。**

2. 対象となる木造住宅

市内にある木造住宅で、以下のすべてに該当するものとなります。
1. **平成12年5月31日以前**に建築、または着工された一戸建て住宅、または併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であること。
2. 柱・梁等の主要構造部が木材の在来組構法によってつくられたもの。（プレハブ工法やツーバイフォー工法は除きます。）
3. 地上階数が2以下であること。

3. 補助対象者

以下のすべてに該当する者となります。
1. 松戸市の住民基本台帳に登録されていること。
2. 木造住宅を所有し、かつ居住していること。（賃貸住宅は除きます。）
3. 市税を滞納していないこと。
※共有者がある場合、代表者を選定してください。

1

7. 提出書類

1. 松戸市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）

- 添付書類
- ① 住民票の写し ⇒ **【市民課または各支所等】**（市民課または各支所等で取得したものが写しとなります。）
 - ② 木造住宅の建物の登記事項証明書 ⇒ **【法務局】**
（固定資産評価証明書でも可） ⇒ **【固定資産税課】**
※所有者が2人以上いる場合は、建物の登記事項証明書を添付してください。
 - ③ 木造住宅が平成12年5月31日以前に建築、または着工されたことを証する書類（下記のいずれか）
 - ・木造住宅の登記事項証明書 ⇒ **【法務局】**
 - ・確認通知書の写し、確認済証の写し、検査済証の写し、登録証明、建築計画書裏書の写しのいずれか
 - ・固定資産評価証明書 ⇒ **【固定資産税課】**
※建築年が平成12年の場合は、月日までわかる書類を添付すること
 - ④ 納税証明書（滞納のない証明書） ⇒ **【市役所本庁舎2階 収納課】**
※支所では取得できません。
※取得する際、納税証明書交付申請書の「**□その他**」に**チェック**をしていただき、○内に「**滞納なし**」と記入してください。
 - ⑤ 木造住宅耐震診断の実施に係る契約書の写し
 - ⑥ □監査報告書
 - ⑦ 委任状（申請手続き用）
 - ⑧ その他市長が必要と認める書類

2. 松戸市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（第5号様式）

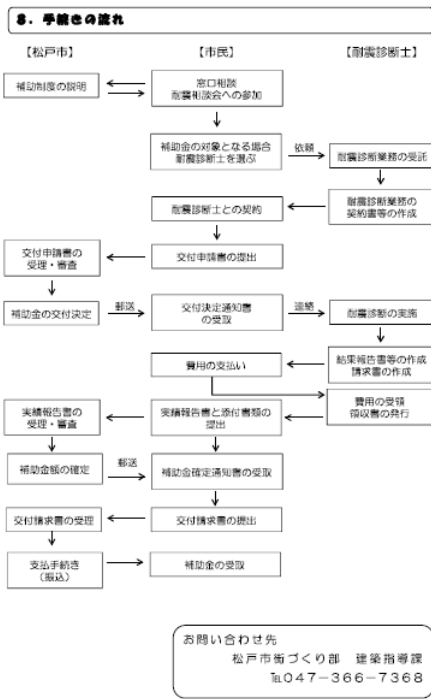
- 添付書類
- ① 木造住宅耐震診断の結果報告書
 - ・家屋調査結果書
 - ・耐震診断書
 - ・損状写真（カラー）
 - ・写真撮影方向図
 - ② 木造住宅の耐震診断に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し（領収金額が記載されたもの）
 - ③ その他市長が必要と認める書類

4. 松戸市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（第7号様式）

添付書類はありません。

3

2



木造住宅の耐震改修費 補助金のご案内



松 戸 市
令和2年度版

※2 上部構造評点とは、建築物の構造強度を示す指標の一つであり、次のように規定されています。

評点 1.5 以上：倒壊しない
 評点 1.0 以上～1.5 未満：一部倒壊しない
 評点 0.7 以上～1.0 未満：倒壊する可能性がある
 評点 0.7 未満：倒壊する可能性が高い

一般財団法人 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」より

3. 補助対象者

以下のすべてに該当する者となります。

1. 松戸市の住民基本台帳に記載されていること。
2. 木造住宅を所有し、かつ居住していること。(賃貸住宅は除きます。)
3. 市税を滞納していないこと。
4. 対象となる木造住宅について、既に同一事業の改修費補助金の交付を受けていないこと。
※共有している場合、代表者を選任し、委任状を提出してください。

4. 木造住宅耐震診断士

木造住宅耐震診断士とは、【松戸市木造住宅耐震診断士名簿】に登録された建築士、または市長が認めた者です。

この名簿は松戸市ホームページに掲載され、建築指導課、各支所、市民センター等に配布しています。

5. 耐震改修の内容

1. 耐震改修設計・・・木造住宅耐震診断士が行う耐震改修工事に係る設計のことをいいます。
2. 耐震改修工事・・・耐震性能の向上を目的として行う耐震補強工事のうち、施工者に請け負わせて行うものであって、工事後の上部構造評点を 1.0 以上となるよう改修するための工事のことをいいます。
3. 工事監理・・・耐震改修工事に係る工事監理で、木造住宅耐震診断士が行うものをいいます。

松戸市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の概要

大地震はいつ発生しても不思議ではありません。大地震が起きたとき、住まいに大きな被害がなければ、大切な家族の命や財産を守ることができます。松戸市では、住宅の耐震改修を促進し、安全で災害に強いまちづくりを実現するため、耐震性が不足している木造住宅の耐震改修費の一部を補助します。

1. 申請受付期間

令和2年5月7日(木)～令和2年11月30日(月)

ただし、**令和3年1月15日**までに耐震改修が完了する見込みがあるものに限ります。

<注意事項>

- ・補助金交付申請をする際は、建築指導課と事前協議が必要となります。
- ・耐震改修に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付申請書を提出してください。
- ・申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。

2. 対象となる木造住宅

市内にある木造住宅で、以下のすべてに該当するものとなります。

1. 平成12年5月31日以前に建築、または着工された一戸建て住宅、または併用住宅(住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの)であること。
2. 柱・梁等の主要構造部が木材の在来軸組構法によってつくられたもの。(プレハブ工法やツーバイフォー工法は除きます。)
3. 地上階数が2以下であること。
4. 建築基準法の集団規定に違反していないこと。(敷地内にある他の建築物も含みます。)
5. 木造住宅耐震診断士による耐震診断^{※1}の結果、上部構造評点^{※2}が1.0未満と判定されたもの。

※1 耐震診断とは、木造住宅耐震診断士が、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、図面と現地調査によって行う、一般診断法または精密診断法です。

6. 施工者の条件

建築業法の許可を受けていて、松戸市に本店、支店、営業所のいずれかを開設している者になります。

7. 補助対象経費

1. 設計費・・・耐震改修工事に係る設計に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額
 2. 工事費及び工事監理費・・・耐震改修工事に要する費用で施工者に支払った額及び工事監理に要する費用で、木造住宅耐震診断士に支払った額
- ・注意事項
 リフォーム工事等も同時に行う場合は、耐震改修工事に係る内容を明確に区分してください。

8. 耐震改修の補助金額

1. 設計費に3分の1を乗じて得た額となります。
ただし、5万円を限度とします。
2. 工事費及び工事監理費に3分の1を乗じて得た額となります。
ただし、50万円を限度とします。

※すでに当該木造住宅について、この補助金の交付を受けている場合、交付できません。ただし、設計費の補助金を受けた者が、工事費及び工事監理費の補助金を受ける場合は除きます。

9. 設計費補助金の提出書類

1. 松戸市木造住宅耐震改修設計費補助金交付申請書(第1号様式)

- 添付書類
- ①住民票の写し ⇒ **【市民課または各支所等】**(市民課または各支所等で取得したものが写しとなります。)
 - ②木造住宅に係る登記事項証明書 ⇒ **【法務局】**
(固定資産評価証明書でも可) ⇒ **【固定資産税課】**
※所有者が2人以上いる場合は、建物の登記事項証明書を添付してください。
 - ③納税証明書(滞納のない証明書) ⇒ **【市役所本庁舎2階 収納課】**
※支所では取得できません。
※取得する際、納税証明書交付申請書の「口その他」にチェックをしていただき、○内に「滞納なし」と記入してください。
 - ④設計費の見積書またはその写し(税込金額が記載されたもの)
 - ⑤確認を受けたことを証する書類(下記のいずれか)
 - ・確認通知書の写しまたは確認済証の写し
 - ・登載証明
 - ・建築計画概要書の写し
 - ・検査済証の写し
 - ⑥木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
 - ⑦所有者が2人以上いる場合の委任状(様式1)
 - ⑧建築基準法集団規定確認報告書(様式2)
 - ⑨口産振替払申出書
 - ⑩委任状(申請手続き用)
 - ⑪その他市長が必要と認める書類
- ※耐震診断の補助金申請の書類と変更がなければ、①～③、⑤は省略できます。

2. 松戸市耐震改修費補助金実績報告書(第6号様式)

- 添付書類
- ①耐震改修の設計に係る契約書の写し
 - ②耐震改修の設計図書
 - ・案内図(白地図又はやさシティアップの施設マップ)、
 - ・耐震改修箇所がわかる平面図(壁番号を記入してください。)
 - ③耐震改修工事後の耐震診断の結果報告書
 - ④設計費の領収書の写し(税込金額が記載されたもの)
 - ⑤その他市長が必要と認めた書類

3. 松戸市耐震改修費補助金交付請求書(第8号様式)

添付書類はありません。

3. 松戸市耐震改修費補助金実績報告書(第6号様式)

- 添付書類
- ①耐震改修工事に係る契約書の写し、工事監理に係る契約書の写し(それぞれの税込金額が記載されたもの)
 - ②工事の内訳書
 - ③工事監理に関する報告書
 - ④耐震改修工事を行う部位ごとの工事着手前、施工中、工事完了後の状況写真
 - ⑤工事写真の撮影方向図
 - ⑥使用した材料の写真、仕様書等
 - ⑦耐震改修工事費の領収書の写し、工事監理費の領収書の写し(それぞれの税込金額が記載されたもの)
 - ⑧その他市長が必要と認める書類

4. 松戸市耐震改修費補助金交付請求書(第8号様式)

添付書類はありません。

10. 工事費及び工事監理費補助金の提出書類

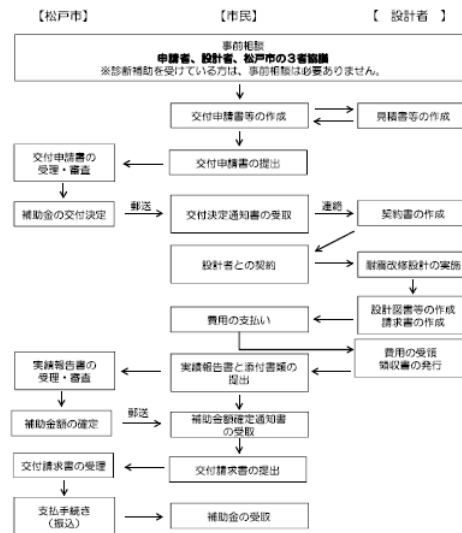
1. 松戸市木造住宅耐震改修工事費及び工事監理費補助金交付申請書(第2号様式)

- 添付書類
- ①住民票の写し ⇒ **【市民課または各支所等】**(市民課または各支所等で取得したものが写しとなります。)
 - ②木造住宅に係る登記事項証明書 ⇒ **【法務局】**
(固定資産評価証明書でも可) ⇒ **【固定資産税課】**
※所有者が2人以上いる場合は、建物の登記事項証明書を添付してください。
 - ③納税証明書(滞納のない証明書) ⇒ **【市役所本庁舎2階 収納課】**
※支所では取得できません。
※取得する際、納税証明書交付申請書の「口その他」にチェックをしていただき、○内に「滞納なし」と記入してください。
 - ④工事費の見積書、工事監理費の見積書またはそれらの写し(それぞれの税込金額が記載されたもの)
 - ⑤建築確認を受けたことを証する書類(下記のいずれか)
 - ・確認通知書の写しまたは確認済証の写し
 - ・登載証明
 - ・建築計画概要書の写し
 - ・検査済証の写し
 - ⑥耐震診断の結果報告書の写し
 - ⑦耐震改修に係る設計図書
 - ⑧耐震改修工事後の耐震診断の結果報告書の写し
 - ⑨施工者の建設業法の許可証及び法人登記証明書
※松戸市に本店がない場合、納税証明書も添付してください。
 - ⑩所有者が2人以上いる場合の委任状(様式1)
 - ⑪建築基準法集団規定確認報告書(様式2)
 - ⑫口産振替払申出書
 - ⑬委任状(申請手続き用)
 - ⑭その他市長が必要と認める書類
- ※耐震診断の補助金申請の書類又は耐震改修設計の補助金申請の書類と変更がなければ、①～③、⑤、⑥、⑩は省略できます。

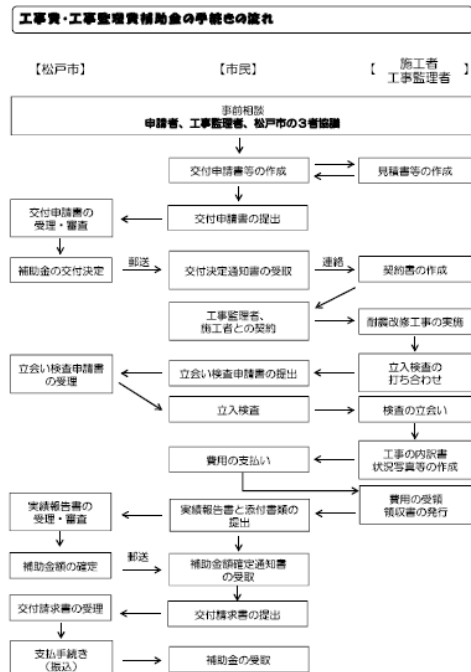
2. 立会い検査申請書(様式3)

※検査日時をご相談の上、提出してください。

11. 設計費補助金の手続きの流れ



別紙



<固定資産税額の減額措置>

昭和57年1月1日以前から所在している住宅のうち、一定の要件に適合する耐震改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額（一戸当たり120平方メートル相当分まで）を一定期間、減額します。
詳しくは、**松戸市固定資産税課**にお問い合わせ下さい。

適用条件

1. 建築基準法の施行耐震基準に適合する耐震改修工事であること。
2. 耐震改修の工事費が1戸当たり50万円を超えていること。
3. 耐震基準に適合する証明書^{※1}を添え、工事完了後3ヶ月以内に申告が必要である。

※4耐震基準に適合する証明書については、下記のいずれかに発行を依頼してください。

【耐震改修補助を受けた場合】

- ・松戸市街づくり部 建築指導課
- ・建築士

【耐震改修補助を受けていない場合】

- ・建築士
- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

※耐震改修設計を行った建築士に依頼していただく手続きが簡便です。

13. お問い合わせ

①木造住宅の耐震改修工事に伴うリフォーム工事の補助について

この木造住宅耐震改修工事費及び工事監理費補助金の交付申請をした方は、併せてリフォーム工事の補助も受けられます。
詳しくは、**松戸市 住宅政策課(047-366-7366)**にお問い合わせください。

②昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震改修工事に伴う促進税制の適用について

<所得税額の減額措置>

平成21年1月1日から令和3年（2021年）12月31日までの間に市内において、耐震改修工事を完了している木造戸建住宅で対象要件を満たす場合、所得税の特別控除を受けることができます。詳しくは、**税務課**にお問い合わせ下さい。

適用対象となる既存住宅の要件

1. 特別控除の適用を受けようとする者が自ら居住の用に供していること。
2. 昭和56年5月31日以前に前工されたものであること。
3. 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行ったものであること。
4. 住宅耐震改修証明書^{※1}等の必要書類を添付して確定申告を行うこと。

※3住宅耐震改修証明書とは、耐震改修をした家庭、住宅耐震改修の費用の額について証明するものです。下記のいずれかに発行を依頼してください。

【耐震改修補助を受けた場合】

- ・松戸市街づくり部 建築指導課
- ・建築士
- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

【耐震改修補助を受けていない場合】

- ・建築士
- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

※耐震改修設計を行った建築士に依頼していただく手続きが簡便です。

お問い合わせ先
松戸市街づくり部 建築指導課
TEL 047-366-7368

マンションの耐震診断費 補助金のご案内



松 戸 市
令 和 2 年 度 版

3. 補助対象者

- 以下の全ての条件を満たす者となります。
1. 当該マンションの管理組合であること。
 2. 当該マンションの管理組合による集会において、耐震診断を行うことの決議がされていること。
 3. 当該マンションの管理組合による集会において、耐震診断費の一部について、補助金の交付を申請することの決議を得ていること。

4. マンション耐震診断士について

- 以下の全ての条件を満たす者となります。
1. 一般建築士である者。
 2. 一般建築士事務所に所属している者。
 3. 以下のいずれかの条件を満たしている者。
 - ・一般社団法人 日本建築構造技術者協会から建築構造士の認定を受けている者。
 - ・構造設計一般建築士証の交付を受けている者。
 - ・申請日から起算して、過去5年以内にマンションの耐震診断を行った実績がある者。
 4. 診断する建築物の構造区分に応じて、都道府県が開催する本道以外の耐震診断に関する講習会、又は一般財団法人 日本建築防災協会が開催する本道以外の耐震診断に関する講習会を受講して、修了している者。

5. 耐震診断の内容

- 耐震診断は、「予備診断」と「本診断」の2段階で行われます。
1. 予備診断
 - ① 図面の確認や現地調査等により、本診断の必要性を検討し、本診断費用を見積もることをいいます。
 2. 本診断
 - ② 予備診断の結果、本診断が必要であると判断された建築物に対し、国の規定に基づく耐震診断を行い、耐震性を評価することをいいます。

松戸市マンション耐震診断費補助金交付要綱の概要

松戸市では、住宅の安全性に対する市民の意識の啓発を図るとともに、地震に強いまちづくりを推進するため、マンションの耐震診断を受ける者に対し、当該耐震診断に要する経費の一部について補助を行います。

1. 申請受付期間

令和2年5月7日(木)～令和2年9月30日(水)

ただし、令和3年1月15日までに耐震診断が完了する見込みがあるものに限りです。

<注意事項>

- ・補助金交付申請をする際は、事前に建築指導課へご相談ください。
- ・耐震診断を行う前に、必ず補助金交付申請書を提出してください。交付決定前に耐震診断を行った場合は、補助金を交付できません。
- ・申請後の審査には期間を要しますので、余裕をもった計画を立ててください。

2. 対象とする分譲マンション

市内に建築された分譲マンションで、以下の全てに該当するものとなります。

1. 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
2. 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
3. 地上3層以上あり、延べ面積が1,000㎡以上であること。
4. 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
5. 区分所有者が2人以上いること。
6. 当該マンションの延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ面積の占める割合が、2分の1以上であること。
7. 区分所有者が、現在居住する住戸戸数の割合が、全住戸戸数の5分の4以上であること。
8. 当該マンションに係る設計図書のうち、構造に関する図書があること。
9. 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

6. 耐震診断の補助金額

- 予備診断にかかった費用のうち、マンション耐震診断士に支払った額の3分の2で、1棟につき**5万円を限度**とします。(千円未満切り捨て)
- 本診断にかかった費用のうち、マンション耐震診断士に支払った額の3分の2で、1棟につき**100万円を限度**とします。(千円未満切り捨て)

7. 提出書類一覧

- <予備診断>
1. 松戸市マンション予備診断費補助金交付申請書(第1号様式)
- 添付書類
- ① 建築確認通知書の写し、または建築確認通知書を取得したことを証する書類(登録証明書等)
 - ② 登記事項証明書(建物)
 - ③ 申請者が、マンションの管理組合の代表者であることを証する書類
 - ④ 法人登記事項証明書(管理組合が法人の場合)
 - ⑤ 管理組合の代表者の印鑑登録証明書(管理組合が法人の場合は、その理事)
 - ⑥ 管理組合の集会において、予備診断を行うことが決議されたことを証する書類
 - ⑦ 管理組合に係る管理規約の写し
 - ⑧ 区分所有部分ごとの用途、区分所有者の住所・氏名一覧
 - ⑨ 案内図、配膳図、平面図、立面図等の建築概要がわかる図面
 - ⑩ 用途及び階ごとの面積を確認できる書類
 - ⑪ 構造関係図(構造計算書、構造図等)の目次の写し
 - ⑫ 予備診断に要する費用の見積書の写し
 - ⑬ マンション耐震診断士の一般建築士免許証の写し
 - ⑭ マンション耐震診断士が一般建築士事務所に所属していることを証する書類
 - ⑮ マンション耐震診断士が、耐震診断講習会(非木造)を修了していることを証する書類の写し
 - ⑯ マンション耐震診断士が、以下のいずれかの条件を満たしていることを証する書類
 - ・一般社団法人 日本建築構造技術者協会から構造建築士の認定を受けている者

- ・構造設計一般建築士証の交付を受けている者
 - ・申請日から起算して、過去5年以内にマンションの耐震診断を行った実績がある者
- ⑬ 口座振替払申出書
⑭ 委任状（申請手続き用）
⑮ その他市長が必要と認める書類

2. 松戸市マンション耐震診断費補助事業実績報告書（第6号様式）

- 添付書類
- ① 予備診断結果報告書
 - ② 予備診断の実施状況を写した写真
 - ③ 予備診断の実施に係る契約書の写し
 - ④ 予備診断に要した費用の領収書の写し
 - ⑤ 本診断に要する費用の見積書の写し
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

4. 松戸市マンション耐震診断費補助金交付請求書（第9号様式）

添付書類はありません。

<本診断>

1. 松戸市マンション本診断費補助金交付申請書（第2号様式）

- 添付書類
- ① 建築確認通知書の写し、または建築確認通知書を取得したことを証する書類（登録証明書等）
 - ② 登記事項証明書（建物）
 - ③ 申請者が、マンションの管理組合の代表者であることを証する書類
 - ④ 法人登記事項証明書（管理組合が法人の場合）
 - ⑤ 管理組合の代表者の印鑑登録証明書（管理組合が法人の場合は、その理事）
 - ⑥ 管理組合の集会において、本診断を行うことが決議されたことを証する書類
 - ⑦ 管理組合に係る管理規約の写し
 - ⑧ 区分所有部分ごとの用途、区分所有者の住所・氏名一覧
 - ⑨ 案内図、配置図、平面図、立面図等の建築概要が分かる図面
 - ⑩ 用途及び階ごとの面積を確認できる書類
 - ⑪ 構造関係図書（構造計算書、構造図等）の目次の写し
 - ⑫ 本診断に要する費用の見積書の写し

4

- ⑬ マンション耐震診断士の一般建築士免許証の写し
- ⑭ マンション耐震診断士が、一般建築士事務所に所属していることを証する書類
- ⑮ マンション耐震診断士が、耐震診断講習会（非木造）を修了していることを証する書類の写し
- ⑯ マンション耐震診断士が、以下のいずれかの条件を満たしていることを証する書類
 - ・一般社団法人 日本建築構造技術者協会から構造建築士の認定を受けている者
 - ・構造設計一般建築士証の交付を受けている者
- ⑰ 口座振替払申出書
- ⑱ 委任状（申請手続き用）
- ⑲ その他市長が必要と認める書類

※予備診断を行ったときに、この補助金の交付を受けている場合は、添付書類⑬、⑭、⑯から⑲以外の書類を省略できます。

2. 松戸市マンション本診断費補助事業実績報告書（第7号様式）

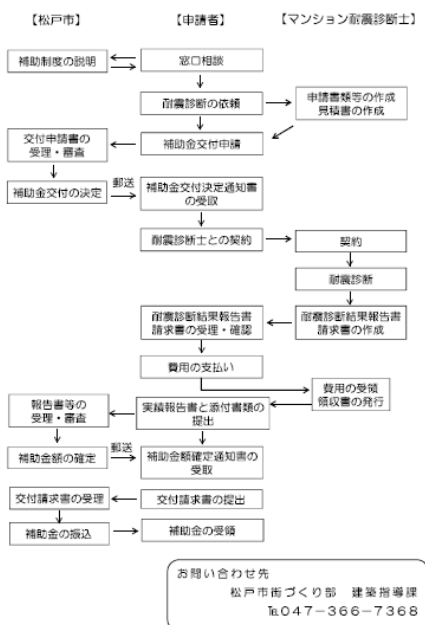
- 添付書類
- ① 本診断結果報告書
 - ② 本診断の実施状況を写した写真
 - ③ 本診断の実施に係る契約書の写し
 - ④ 本診断に要した費用に係る領収書の写し
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類

3. 松戸市マンション耐震診断費補助金交付請求書（第9号様式）

添付書類はありません。

5

3. 手続きの流れ



お問い合わせ先
松戸市南づくり部 建築指導課
TEL 047-366-7368

6

**木造住宅の耐震改修に伴うリフォーム事業費
助成のご案内**



**松江市 住宅政策課
令和2年度版**

4. 助成対象となるリフォーム事業費

松江市木造住宅耐震改修助成事業を利用する耐震改修工事と同時にを行うリフォーム工事で、次の表に掲げる工事などを助成の対象とします。なお、本市が実施している他の制度による補助金の交付を受ける工事は対象外となります。

種別	対象となる工事	対象としない工事
■ 屋根	葺替え、塗装工事等	(1) 家具（造付け家具を除く）、備品等の購入及び設置に係るもの
■ 外壁、軒裏等	張替え、塗装工事等	(2) 下屋（さしかけ屋根等）、後付けベランダ、外階段等の設置工事
■ 外形建具	取替建具の改修又は新設工事	(3) 外構工事等
■ 床、壁、天井等	室におけるそれぞれの部位の張替え、塗装工事等	
■ 内部建具	(1) 壁等改修に伴う取替取替え又は新設工事 (2) 造付け家具、扉具等の造作工事	
■ その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事	
■ 配管	(1) 老朽化等による取替配管の取替え工事 (2) 機器の取替え又は新設に伴う配管工事	(1) 下水道接続工事 (2) 屋外に外流しを設置する工事等
■ 機器	老朽化、バリアフリー化又は機能向上のために行う取替、台座、追電等の機器の取替え又は新設	
■ 配線等	(1) 老朽化等による取替配線等の取替え工事 (2) 機器の取替え又は新設に伴う配線等工事	インターネット、ケーブルテレビの接続工事等

松江市木造住宅の耐震改修に伴うリフォーム事業費助成の概要

この制度は、木造住宅の耐震改修の促進に寄与するため、松江市木造住宅耐震改修助成事業の補助金を受けて行う耐震改修工事と併せて当該木造住宅のリフォーム工事を行う者に対し、当該リフォーム工事に要する費用の一部について補助を行います。

このリフォーム事業費の補助金を受けるためには、松江市木造住宅耐震改修助成事業を利用することが必要となるため、初めに建築指導課と事前協議を行い、その後、住宅政策課と協議することとなります。

事前着工（補助金交付申請の手続きの前に工事を実施すること。）は補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

申請受付期間は、令和2年5月7日（木）から令和2年11月30日（月）までとなります。

※令和3年2月15日までにリフォーム工事の完了が見込まれること。

1. 対象となる木造住宅

松江市木造住宅耐震改修助成事業の補助金を受けて耐震改修工事を行う一戸建て住宅または併用住宅であること。

2. 補助対象者

前項に掲げる耐震改修工事と併せて当該木造住宅のリフォーム工事を行う者となります。

3. リフォーム事業費の補助金額

補助金額は、リフォーム工事に要する費用の10分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、30万円を上限とする。

5. リフォーム工事の施工者

市内に本店、支店または営業所を開設している者で、建設業法による許可を受けている者となります。

6. 申請手続きの流れ

リフォーム事業費助成は、松江市木造住宅耐震改修助成事業の補助金交付申請書を建築指導課に提出し、受理後、リフォーム事業費助成の補助金交付申請を行っていただきますのでご注意ください。手続きの流れは[表1]を参照してください。松江市木造住宅耐震改修助成事業に係る申請手続きは建築指導課となります。

7. 提出書類一覧

- 補助金交付申請
 - 松江市木造住宅リフォーム事業費補助金交付申請書（第1号様式）
 - 松江市木造住宅耐震改修助成事業の耐震改修工事に係る申請書の写し
 - 案内図
 - 設計図書
（工事概略書、改修図面、工程表など）
 - 見積書又はその写し
（見積書は耐震改修工事とリフォーム工事の費用を別々に記載したものととし、リフォーム工事に要する費用が分かるものとしてください）
 - 委任状
 - その他市長が必要と認める書類
- 実績報告書の提出
 - 松江市木造住宅リフォーム事業費補助金実績報告書（第3号様式）
 - リフォーム工事に係る工事請負契約書の写し
 - 施工前及び施工後の写真
 - リフォーム工事に係る領収書の写し

3. 補助金交付請求書の提出
 ○ 松戸市木造住宅リフォーム事業費補助金交付請求書（第5号様式）

8. その他

この制度の問合せ先

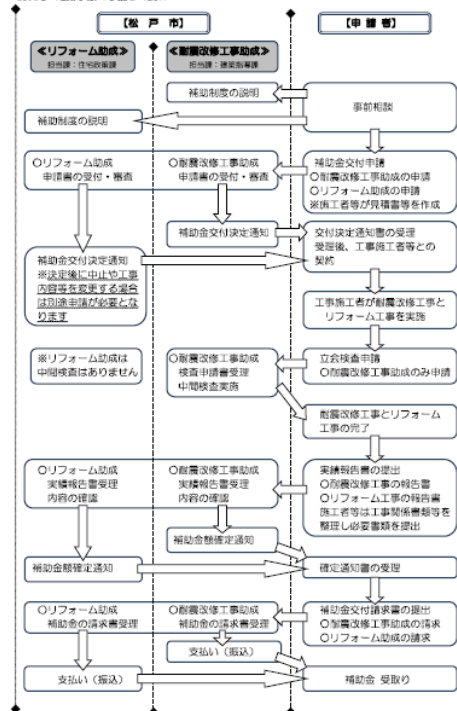
街づくり部 住宅政策課 電話 047-366-7366

木造住宅耐震改修助成事業の問合せ先

街づくり部 建築指導課 電話 047-366-7368



【表1】 助成事業の手続きの流れ



危険コンクリートブロック塀等の 除却工事の補助金のご案内



松戸市
令和2年度版

4. 補助対象事業

事前相談の結果、危険コンクリートブロック塀等と認められたものを除却する工事に對し、補助金の交付が受けられます。

基準まで含めて、全て除却していただきます。ただし、別構造の土留めや擁壁については、安全性を確認していただいた場合は除却する必要はありません。
門柱の除却工事は補助対象外となります。

※注意事項※

- ①新たに塀等を築造する場合は、法律を遵守してください。
- ②道路の種別によっては、前面道路のセットバックが必要となり、同じ位置に塀等(擁壁等も含みます)が築造できない可能性があります。
- ③既存の土留めや擁壁を残す場合には、その安全性を確認していただき、コンクリートブロック塀等や門柱は築造せず、独立基礎のフェンス等を内側に築造してください。また、がけ(地表面が水平面に対し30度を越える角度をなす土地で、高さ2mを越えるもの)の上にもコンクリートブロック塀等や門柱は築造しないでください。
- ④ブロック塀等除却によって道路に影響を及ぼす場合には、事前に道路管理者と協議を行って下さい。
- ⑤道路内にブロック塀等が設置されている場合には、事前に道路管理者と協議を行って下さい。

5. 事業者について

職員による現地調査により補助の対象となる連絡を受けた後に、工事業者に図面と見積書の作成を依頼してください。

依頼する工事業者は、次のいずれかの要件を満たしているものになります。

1. 建設業法の許可(建築工事業)を受けていること。
2. 建設業法の許可(土木工事業)を受けていること。
3. 建設業法の許可(解体工事業)を受けていること。
4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による千葉県知事の登録を受けていること。

※松戸市内の工事業者でなくても補助を受けられます。

6. 補助金額

以下の2つの額のうち、いずれか少ない額となります。(千円未満は切り捨てです。)

1. 危険コンクリートブロック塀等の除却工事に要する経費の合計額
2. 危険コンクリートブロック塀等の長さ1メートル当たり15,000円を乗じて得た額

ただし、**上限額は200,000円**とします。

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金概要
地震発生時における危険コンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険コンクリートブロック塀等の除却費用の一部について補助を行います。

1. 申請受付期間

令和2年5月7日(木)～令和2年11月30日(月)

<注意事項>

- 補助金を受けるにあたっては、建築指導課と**事前相談**が必要となります。
- 除却工事に係る契約を締結する前に、必ず補助金交付申請書を提出してください。契約後では補助金は交付できません。**
- 申請後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。
- 令和3年1月15日までに除却工事が完了する見込みがあるものに限りです。

2. 補助対象となる危険コンクリートブロック塀等

市内にある危険コンクリートブロック塀等で、以下のすべてに該当するものとなります。

1. コンクリートブロック造、石造、れんが造等の構造であること。
2. 建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路に面していること。
3. 職員による現地調査により、地震によって倒壊した場合において、市民の生命、身体を害し、又はその敷地に接する道路等の通行を妨げ、市民の円滑な避難等を困難とさせるおそれがあると市長が認めたもの。

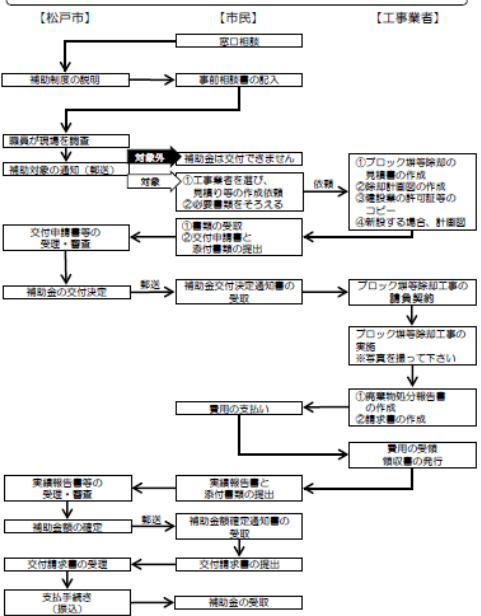
3. 補助対象者

以下のすべてに該当する者となります。

1. 危険コンクリートブロック塀等を所有していること。
 2. 土地又は建物の販売を目的としないこと。
 3. 既にこの要綱又はこの要綱と同趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
 4. 市税を滞納していないこと。
- ※所有者が複数いる場合は、代表者を選任してください。

1

7. 手続きの流れ



※変更・中止が生じた場合は事前にご相談の上、別途申請して下さい。

書類等作成は、次のページをご覧ください。

2

3

8.提出書類

職員による現地調査の結果、対象であると連絡を受けた方のみ提出してください!

1. 松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書(第1号様式)

- ① 除却する予定の危険コンクリートブロック塀等がわかる図面(5ページ参照)
※道路に面する危険コンクリートブロック塀等の長さ、高さ、道路種別、道路幅員等を記入してください。
- ② 除却後に塀又は門柱を築造する計画がある場合、当該計画図(5ページ参照)
※道路に面する危険コンクリートブロック塀等の長さ、高さ、道路種別、道路幅員、境界ライン等を記入してください。
また、道路後退が発生する場合、後退寸法も記入してください。
- ③ 補助対象となる除却工事に関する見積書の写し(税込金額)
※別構造の土留め、フェンス等を一緒に除去する場合、見積書は分けて作成してください。
- ④ 土地または建物の登記事項証明書 ⇒ 法務局で取得できます。
- ⑤ 申請者の納税証明書 ⇒ 新館2階収納課で取得できます。(支所では取得できません。)
※取得する際、納税証明書交付申請書の「口その他」にチェックをしていただき、○内に「滞納なし」と記入してください。
- ⑥ 工事業者の建設業法の許可証の写し、もしくは千葉県解体工事業者登録簿の写し
(要件の詳細は「工事業者について」参照)
- ⑦ 口座振替払申出書
- ⑧ 委任状(工事業者に委任する場合)
- ⑨ 委任状(所有者が2人以上いる場合)
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

2. 松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書(第5号様式)

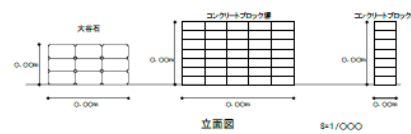
- ① 工事着手前、工事施工中、工事完了後の状況を写真写真
- ② 廃棄物の処分報告書(原則、申請時からE票までのマニフェスト)
- ③ 契約書の写し(税込金額)
※別構造の土留め、フェンス等を除去する場合、契約書を分けて作成するか、もしくは内訳にて分けて記載してください。その場合、内訳金額も税込金額で記載してください。
- ④ 領収書の写し(税込金額)
※別構造の土留め、フェンス等を除去する場合、領収書を分けて作成してください。
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

3. 松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書(第7号様式)

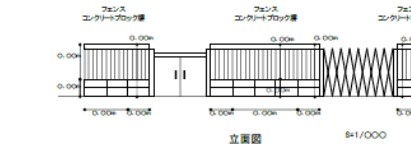
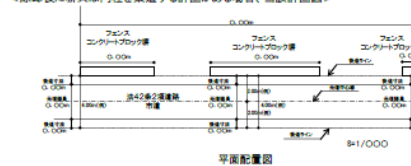
添付書類はありません。

9.申請書等作成について

1. 図面作成例
① 除却する予定の危険コンクリートブロック塀等がわかる図面>



< 除却後に塀又は門柱を築造する計画がある場合、当該計画図 >



※図面作成者の連絡先を明記してください。

2. 申請書等の記入例

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書(第1号様式)

第1号様式 (市税規程 J15-A4)

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書

年月日

(宛先) 松戸市長

住所 (〒) 市 区 町 丁目 番 号 電話番号

印鑑は全て同じものをご提出ください。

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金の交付を受けたいので、松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書3条の規定により、次のとおり申請します。

経費所要総額	税込金額を記載してください。	円
交付申請額	千円未満は切り捨ててください。	円
補助対象事業内容	松戸市 市街地再生課	
危険コンクリートブロック塀等	除却する塀等の距離 除却する塀等の高さ	小数点第2位まで記入し、3桁は切り捨ててください。
着手予定年月日	年月日	
完了予定年月日	年月日	
添付書類	1. 除却する予定の危険コンクリートブロック塀等がわかる図面 2. 除却後に塀又は門柱を築造する計画がある場合は、当該計画図 3. 見積書の写し(税込金額) 4. 小規模な建物の登記事項証明書 5. 申請者の納税証明書 6. 廃棄物の処分報告書の写し、もしくはE票 7. 松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付申請書 8. 委任状(所有者が2人以上いる場合) 9. その他市長が必要と認める書類	

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書(第5号様式)

第5号様式 (用紙規格 J15-A4)

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金実績報告書

年月日

(宛先) 松戸市長

住所 市 区 町 丁目 番 号 電話番号

年月日付 票等 により補助金の交付の請求のし、印鑑は全て同じのものをご提出ください。

J15-A4様式は「松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書」の右上の番号と日付を記入してください。

1. 補助対象事業の所在地 松戸市

2. 事業期間
着手 年月日
完了 年月日

3. 補助金の交付決定額 千円未満切り捨ててください。 円

添付書類
1. 工事着手前、工事施工中、工事完了後の状況を写真写真
2. 廃棄物の処分報告書
3. 契約書の写し(税込金額)
4. 領収書の写し(税込金額)
5. その他市長が必要と認める書類

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書(第7号様式)

第7号様式
(用紙規格 JIS A4)

松戸市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

世 帯 印
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日 付 金 額

印鑑は全て押しもの章に
捺印ください。

新設で築いた「松戸市危険コンクリートブロック塀等
対策事業補助金交付通知書」の右上の欄と日付を
記入してください。

交付請求額 納込金額を記載してください。 円

添付書類はありません。

<お問い合わせ>
松戸市街づくり部建築指導課
TEL047-366-7368